

〔発行〕 有田町総務課  
〒849-4192 佐賀県西松浦郡有田町立部乙2202番地  
TEL 0955-46-2111 FAX 0955-46-2100  
URL <http://www.town.arita.lg.jp/>  
〔印刷〕 印刷ショップアリタ

Index

|                                        |    |                                    |    |
|----------------------------------------|----|------------------------------------|----|
| 有田陶器市レポート.....                         | 2  | 行政ナビ.....                          | 14 |
| 広報有田 100 号 / チェルシー・フラワー・ショー 2014 ..... | 4  | スポーツ.....                          | 20 |
| 叙勲・褒章受章おめでとうございます.....                 | 6  | はっぴーライフ / Schau mal, Arita! .....  | 21 |
| 行政組織の改編と人事異動.....                      | 7  | 暮らしのカレンダー.....                     | 22 |
| 集中豪雨 備えは万全ですか.....                     | 8  | 地域包括支援センターだより.....                 | 25 |
| 町職員の給与などを報告します.....                    | 9  | まちの話題.....                         | 26 |
| 平成 25 年度下半期財政状況 .....                  | 10 | 情報ステーション.....                      | 27 |
| 税務課からのお知らせ.....                        | 12 | 第 111 回九州山口陶磁展グランプリ受賞者インタビュー ..... | 32 |



## チェルシー・フラワー・ショー 2014

Team SAGA (有田エクステリア研究会参加) シルバーギルト賞受賞

(5 ページに関連記事掲載)

## 第111回

## 有田陶器市

ARTとAIのおもてなし

## 第111回有田陶器市が、4月

29日から5月5日まで開催され、7日間で124万人が来場されました。

開会式後の開幕パレードには、有田陶器市マスコットキャラクター「ありたん」や有田焼創業400年事業マスコットキャラクター「セラミ」が参加し、陶器市の開幕を盛り上げました。

メイン通りであるJR有田駅から上有田駅までの約4キロの通りには、500を超える店舗が立ち並び、連日、多くのやきものファンなどにぎわいました。特に、昨年から実施している「ありたん」のスタンプリーは、老若男女問わず大好評でした。また、役場東出張所の駐車場では「有田農畜産物フェア」が開催され、町内をはじめ県内の農産物や加工品など多数の店が立ち並び、食の魅力をアピールしました。



1「ありたん」と記念写真／2・6・7 どれにしようかな～／3バグパイプバンドパレード／4 有田端午の節句 武者行列／5 碗琴コンサート／8 迷ったときは、地図で場所をチェック／9 有田名物「皿かぶり競争」／10・12 メイン通りの様子／11 ひらき球場前での農産物販売／13 東出張所で行われた観光PRブースでの様子



# 九州山口陶磁展入賞者

第111回

## ●賞

- 1位 経済産業大臣賞・文部科学大臣賞  
2位 佐賀県知事賞  
3位 有田町長賞

佐賀県陶芸協会賞

朝日新聞社賞

熊本放送賞

佐賀県商工会議所連合会賞

佐賀新聞社賞

サガテレビ賞

陶業時報社賞

西日本新聞社賞

日刊工業新聞社賞

日本経済新聞社賞

読売新聞社賞

有田焼卸団地協同組合賞

佐賀県陶磁器卸商業協同組合賞

佐賀県陶磁器工業協同組合賞

肥前陶磁器商工協同組合賞

技能賞

//

## ●第2部 (産業陶磁器)

- |         |              |
|---------|--------------|
| 有田町幸平   | 副島 健太郎       |
| 有田町桑古場  | 山本 博文        |
| 有田町白川   | 寺内 信二        |
| 長崎県佐世保市 | 平山 清美        |
| 有田町戸杓   | 西 隆行         |
| 有田町桑古場  | 中尾 純         |
| 有田町南原   | 井上 康德        |
| 福岡県福岡市  | 樋口 源一        |
| 有田町戸杓   | 後藤真由美 (定山窯)  |
| 福岡県筑紫郡  | 築地 慶太        |
| 有田町立部   | 野中 克彦        |
| 有田町応法   | 原田 吉泰        |
| 鹿児島県出水郡 | 城 雅典         |
| 有田町応法   | 岩永 和久        |
| 大分県大分市  | 阿南 維也        |
| 有田町応法   | 原田 陽介        |
| 有田町黒牟田  | 梶原 大敬 (楠しん窯) |
| 伊万里市    | 大串 匡秀        |
| 長崎県大村市  | 中原 真希        |

## ●第1部 (美術工芸品・オブジェ)

- |         |        |
|---------|--------|
| 有田町上幸平  | 辻 浩喜   |
| 有田町大野   | 村上 邦彦  |
| 有田町桑古場  | 中尾 恭純  |
| 長崎県波佐見町 | 川添 貞秀  |
| 有田町大野   | 松尾 博之  |
| 有田町北ノ川内 | 嶋田 敏生  |
| 佐賀県嬉野市  | 田中 忍   |
| 有田町幸平   | 深川 剛   |
| 有田町幸平   | 西山 宗元  |
| 有田町南原   | 中村 糸美こ |
| 長崎県波佐見町 | 立井 清人  |
| 佐賀県伊万里市 | 畑石 修嗣  |
| 有田町泉山   | 百田 暁生  |
| 有田町中樽   | 草場 勇次  |

## ■部門別出品概要

## 第1部 (美術工芸品・オブジェ)

▷出品者 130人 (117人)

▷出品数 139点 (124点)

## 第2部 (産業陶磁器)

▷出品者 130人 (133人)

▷出品数 176点 (184点)

※ ( ) 内は昨年分



▲九州山口陶磁展 第2部「産業陶磁器」  
(有田商工会議所)



▲陶祖祭 (5月4日/陶山神社)



▶血山商店会による朝がゆ風景  
(有田館前)



▶オープニングパレード  
来場した子どもたちに風船が配られ、  
通りは笑顔であふれていました。  
(4月29日/メイン通り)

—皆さんに支えられて—

# 「広報有田」創刊から 100 号

毎月皆さんのお宅に届いている「広報有田」が、今月号で 100 号を迎えました。  
無事にここまで発行できたのは、これまで支えてくださった町民の皆さんのおかげです。  
今回、長年「広報有田」の朗読をしてくださっている「やまびこ会」の廣会長の声を紹介するとともに、これからの「広報有田」について考えていきます。

平成 18 年 3 月創刊

毎月、役場からのお知らせや町の話題を掲載している「広報有田」は、平成 18 年 3 月の旧有田町と旧西有田町の合併と同時に誕生しました。昭和 48 年 5 月号から通算 396 号を発行した「広報ありた」と、昭和 52 年 4 月号から通算 348 号を発行した「広報にしありた」から、現在の広報につながる「広報有田」の第 1 号が生まれたのです。それから約 8 年、町の動きや時代の流れとともに、広報紙も歩んできました。現在は、月に 7800 部を発行し、区長さんや行政連絡員さんを通して毎月皆さんのお宅へ配布しています。

おかげさまで 100 号に

発行に至るまでには、役場の担当課からの原稿はもちろんですが、町民の皆さんのご協力が必要不可欠です。100 号までの広報紙にも、多くの町民の皆さんに登場していただきました。ときには、締切りぎりぎりのお願いでご迷惑をおかけすることもありましたが、そんな中でも快く協力してくださる皆さんの支えがあったこそ、今日の「広報有田」があるのだといつも感じています。

## Interview

### 広報有田を 声で届ける

朗読ボランティア やまびこ会  
会長 廣 浩子さん（立部）

やまびこ会

平成 11 年 6 月結成。「広報有田」を朗読したテープを、毎月町内の視覚障害者の方などに届ける。今年の「広報有田」5 月号から CD での提供を開始。現在の会員は 8 人。



やまびこ会は、月 2 回、社協会館で活動をしています。1 回目は打ち合わせ、2 回目は録音と、月の初めごろに皆さんの手元にお届けできるよう、会員みんなで協力しています。結成のきっかけは、町内の方が開いていた朗読講座。その講座を受講した方の中から希望者が集まり、「視

覚障害者の方のために、広報を朗読してみようか」と始まって今に至ります。私もその講座を受講した中の一人で、結成から 1 年経ったころに入会しました。当時はまだ合併する前で、「広報にしありた」を朗読していましたが、合併後は、そのままの流れで「広報有田」を朗読するようになりました。

目で見れば簡単にわかることでも、視覚に障害のある方にとっては情報を得ることが難しいこともありますよね。そんな利用者の方から「広報を聞いたおかげで本当に助かった」という声をいただいたとき、とてもやりがいを感じます。これからは、視覚障害者の方だけではなく、字が読みづらい高齢者の方などにも利用していただき、より多くの方のお役に立てたらと思っています。

毎月広報を朗読していて、「楽しいコーナーがもっと増えたらいいな」と感じます。「自分の知っている人が出ていないかな」と思っている方も多いと思いますし、皆さんの意見を取り入れ、より多くの方に読まれる広報有田になってほしいですね。

# Team SAGA 速報!! 初出場で シルバーギルト賞受賞

— 有田から有田エクステリア  
研究会が参加 —

5月20日から24日までの5日間、イギリス・ロンドンで開催された世界最高峰のガーデン・フラワー・ショー「チェルシー・フラワー・ショー2014」のアーティザン（熟練した職人）部門で、「Team SAGA」が有田焼のオブジェなどを使った庭園「Arita」で「シルバーギルト賞」を受賞しました。「Team SAGA」は、「有田エクステリア研究会」とガーデンデザイナー野田珠晃氏（神崎市）が結成したプロジェクトチーム。世界中の数百チームの中から厳しい審査に合格し、今回のショーへの切符を手にしていました。その中でつかんだ「シルバーギルト賞」は、金賞と銀賞の間に位置付けられている輝かしい賞。まさに、有田焼の新たな挑戦が世界に認められたのです。

ショーの様子や受賞者の声などは、広報有田7月号で紹介する予定です。



▲「Team SAGA」の作品を観覧する来場者

## ◆有田エクステリア研究会

平成8年に開催された「世界炎の博覧会」を機に発足。「住まいの庭に有田焼を」をスローガンに、モノづくりだけにとどまらず、庭づくりのための有田焼をイメージして活動しています。岩尾磁器工業株式会社、有限会社しん窯、株式会社ヤマトク、副正製陶所が所属し、佐賀県窯業技術センターが技術指導などを行っています。



### ▲広報ありた創刊号（平成18年3月号）

記念すべき第1号。表紙は、有田工業高校デザイン科の生徒さんの作品です。合併して新しくなった有田町役場を、職員の意気込みとともに紹介しました。

## 「広報有田」のこれから

これからも、広報紙として皆さんに必要な情報をお届けする目的は変わりません。広報紙は、町民の皆さんと行政をつなぐ重要なパイプ役です。その役割を果たすために、まずは広報紙を皆さんの身近に感じてもらい、必要とされるような紙面を発信していきたいと思っています。それには、ただ記事を作るだけではなく、皆さんの立場になって、「どうすれば読んでもらえるのか」「伝えたい

メッセージが伝わるのか」を常に考え、試行錯誤していくことが必要ですが、これが、今の「広報有田」の一番の課題かもしれません。今回の100号を機に、これから一つ一つ改善していけたらと思います。

広報紙は、担当者だけの力では決して作り上げることはできません。主役はあくまでも町民の皆さん。これからも今まで皆さんからいただいた元気で、皆さんとともに、より多くの方に愛読される「広報有田」を作っていきたいと思っています。

# 叙勲・褒章受章 おめでとうございます



春の叙勲・褒章受章者が発表されました。町内在住者では、「瑞宝単光章」を岩永久司さん（上山谷）、「藍綬褒章」を岩永與四郎さん（楠木原）が受章されました。また、第22回危険業務従事者叙勲において、「瑞宝単光章」を古賀博さん（曲川）が受章されました。受章者の功績と喜びの声を紹介します。

なお、今回は平成25年度秋の叙勲と合わせて、6月23日（月）に叙勲祝賀会を、焱の博記念堂で開催いたします。



ずいほうたんこうしょう  
**瑞宝単光章** 矯正業務功労

こが ひろし  
**古賀 博さん**  
(曲川・63歳)

古賀さんは、昭和44年に佐世保刑務所に配属。その後、44年間の長きにわたり同刑務所に法務事務官として勤務され、受刑者の生活指導などを主にされました。

受章に当たり、古賀さんは「身に余る光栄で、大変うれしく思います。困難な職務でもあるため、途中で退職する職員も多い中、44年間勤務できたことは、上司や同僚に恵まれたこともあります。やはり家族が法務事務官という仕事を理解し、支え協力してくれたお陰だと、本当に感謝しています」と話されました。



ずいほうたんこうしょう  
**瑞宝単光章** 消防功労

いわなが ひさし  
**岩永 久司さん**  
(上山谷・67歳)

岩永さんは、昭和44年に西有田町消防団に入団。退団する平成19年までの38年間、町の防火活動や災害活動に尽力されました。また、平成9年から退団までの10年間は、副団長として後進の指導にも力を注がれました。

岩永さんは「火災発生時には昼夜を問わず現場に出向き、消火活動に当たっていました。一つ間違えば命に関わる現場だということを常に意識し、副団長になってからは、日頃から団の規律を保つための訓練を熱心に行いました」と当時の活動を振り返りました。



らんじゅほうしょう  
**藍綬褒章** 更生保護功績

いわなが よしろう  
**岩永 與志郎さん**  
(楠木原・72歳)

岩永さんは、平成2年に佐賀保護観察所伊万里地区に配属。22年間保護司として活動され、主に受刑者の更生に向けた支援をされました。

受章に当たり、岩永さんは「本当にありがたいです。皆さんの支えがあったからこそだと思います。今後も少しでも犯罪を抑止できるように、各地区の保護司の方や地域の皆様のご協力をいただきながら、保護司としての役目をしっかりやりたいと思います。また、更生法について一人でも多くの方に知っていただけるように、今後も活動を続けていきたいです」と話されました。

## ◆危険業務従事者叙勲とは

自衛官や警察官など、危険性の高い業務に従事し、功績のある方に授与されるものです。

## ◆瑞宝章とは

公務などに永年にわたり従事し、成績を挙げた方に贈られるものです。

## ◆藍綬褒章とは

公衆の利益を興した方、または公同の事務に尽力した方に授与されるものです。

「機能的な行政運営と住民サービスの向上へ」

## 行政組織の改編と人事異動

まちづくり課や有田焼創業 400 年事業推進課など、  
行政運営を円滑に進めていくため組織を強化しています。

## 組織改編

## ■まちづくり課

これまでの企画課の業務に加え、まちづくりの総合施策および促進、定住促進、町内施設の活用などの業務を行います。

## ■有田焼創業 400 年事業推進課

これまで企画課にあった推進室が推進課となり、400 年事業をより強く推進していきます。

## ■住民課

## ■環境課

これまで一つの課であった住民環境課が、それぞれの課に分かれ、きめ細かに業務を推進します。

※この他、住基・税システムなど関連システムの情報化に関する業務が、総務課から財政課へ移ります。

## 人事異動

【（ ）内は異動前の部署。敬称略】

## ◆課長・参事級

まちづくり課長（兼）有田焼創業 400 年事業推進課長補佐・木寺寿（企画課長）、有田焼創業 400 年事業推進課長・馬場清隆（企画課有田焼創業 400 年事業推進室長）・商工観光課長（兼）有田焼創業 400 年事業推進課長補佐・大串玲子（商工観光課長（兼）企画課有田焼創業 400 年事業推進室長補佐）、文化財課長（併）有

田焼創業 400 年事業推進課長補佐・尾崎葉子（文化財課長（併）企画課有田焼創業 400 年事業推進室長補佐）、住民課長・山口政幸（住民環境課副課長）、住民課東出張所長・大串勝美（住民環境課東出張所長）、環境課長・永岡圭一（住民環境課長）

## ◆副課長級

まちづくり課副課長・吉永繁史（企画課副課長）、まちづくり課副課長・川原聡美（企画課副課長）、建設課副課長（兼）まちづくり課副課長・館林正恭（建設課副課長）、住民課副課長・金子いづみ（住民環境課副課長）、環境課副課長・福田康成（農林課副課長）

## ◆主査級

まちづくり課主査・川久保哲（生涯学習課主査）、まちづくり課主査・旗島久美（企画課主査）、まちづくり課主査・志賀修（企画課主査）、まちづくり課主査（県企業立地課派遣）・仁戸田将英（企画課主査（県企業立地課派遣））、有田焼創業 400 年事業推進課主査・千代田一茂（企画課有田焼創業 400 年事業推進室主査）、有田焼創業 400 年事業推進課主査・丸田淳（企画課有田焼創業 400 年事業推進室主査）、有田焼創業 400 年事業推進課主査・松永菜々子（企画課有田焼創業 400 年事業推進室主査）、文化

財課主査（併）有田焼創業 400 年事業推進課主査・池田孝（文化財課（併）企画課有田焼創業 400 年事業推進室主査）、住民課主査・空閑俊明（住民環境課主査）、住民課主査・西川哲也（住民環境課主査）、住民課主査・志賀好子（住民環境課主査）、住民課主査・池田尚子（住民環境課主査）、環境課主査・森田剛史（住民環境課主査）

## ◆副主査・主事・主事補

財政課・田中祐輔（総務課）、まちづくり課・谷村孝子（企画課）、まちづくり課・徳久武志（企画課）、商工観光課（兼）有田焼創業 400 年事業推進課・深江亮平（商工観光課（兼）企画課有田焼創業 400 年事業推進室）、商工観光課（兼）有田焼創業 400 年事業推進課・久保田道彦（商工観光課（兼）企画課有田焼創業 400 年事業推進室）、農林課・古賀正太（住民環境課）、住民課・野中寿子（住民環境課）、住民課・中尾太（住民環境課）、住民課・江上扶美子（住民環境課）、住民課東出張所・廣尾忠典（住民環境課東出張所）、住民課東出張所・坂口和也（住民環境課東出張所）、住民課東出張所・田中晶子（住民環境課東出張所）、環境課・福田真弓（住民環境課）

# 備えは万全ですか

## 集中豪雨



長雨が降る梅雨の時期には、各地で大雨や集中豪雨による洪水・土砂災害などが発生し、多くの被害が予想されます。

洪水やがけ崩れなどの災害は、いつどこで起きるか分かりません。日ごろから大雨に対して備えておくことが大切です。

### ■防災行政無線をご活用ください

土砂災害警戒情報（※）が発令されたら、防災行政無線を使用し、昼夜を問わずサイレンなどを鳴らしてお知らせします。サイレンが鳴ったときは、テレビ・ラジオの気象情報に注意してください。また、自主避難の判断を行っていただくように、有田ケーブルテレビでテロップ放送を行います。万が一、放送を聞き逃したときは、電話応答案内をご利用ください。専用ダイヤル（☎46・2961）に電話することで、放送した内容を聞くことができます。

### ※土砂災害警戒情報とは

土砂災害警戒情報は、佐賀県と佐

賀地方気象台が共同して発表している情報です。情報の対象としている災害は土石流やがけ崩れで、予測が困難な地滑りや大規模な崩壊については、警戒情報に含まれていません。

警戒情報の発表は、大雨洪水警報の発表後、土壌中の水分としてたまっている量を勘案し、土砂災害の危険性が高まったときに行います。

この情報が発表された場合は、自主避難を検討してください。また、発表があったときは、区長などを通じて警戒を呼びかける場合や、避難勧告を行う場合があります。ご協力をお願いします。

### ■土砂災害の危険信号

土砂災害が起こる場合、危険箇所になちよつとした変化が現れます。

次のような変化が現れたときは、すぐに安全な場所へ避難してください。

- ・山鳴りがする。
- ・雨が降り続けているのに川の水位が下がる。

### 防災行政無線のメール登録をお願いします

防災行政無線を聞き逃した場合でも、携帯電話に届くメールで内容を確認することができます。



右のQRコードを読み取るか、アドレス（携帯電話用）  
「<http://www2.town.arita.saga.jp/apmmail/mob/>」  
から登録をお願いします。

※ 電話で放送内容を確認するときは ☎46・2961 まで。

- ・川の水が急に濁り、流木が混ざり始める。
- ・腐った土のにおいがする。
- ・がけから水が湧き出してくる。
- ・がけに亀裂が入る。
- ・がけから小石が落ちてくる。
- ・がけから、木の根が切れるなどの異様な音がする。

災害時にはいろいろな危険があります。避難などは家族や地域の方と助け合い、一緒に行動しましょう。特に、一人暮らしの高齢者や障害のある方の避難誘導などは、地域で協力して行いましょう。



▲災害用伝言ダイヤルの体験訓練を受ける参加者

### 防災訓練

## 佐賀県総合防災訓練を行いました

5月18日（日）に、大雨や地震など自然災害を想定した佐賀県総合防災訓練が実施されました。訓練は、伊万里市など2市2町で行われ、約1800人が参加。有田町では土砂災害を想定した訓練を行い、大山小学校体育館に143人が避難しました。訓練では、AED体験訓練や災害用伝言ダイヤル体験訓練、陸上自衛隊と婦人会による炊き出し訓練などが行われ、実践の中で課題を把握しました。

詳しくは▼総務課 ☎46・2111

# 町職員の給与などを報告します

町職員の給与は、国家公務員の人事院勧告を基準に町議会の議決を経て決定されます。また、町長や議員の報酬などは、町内の各種団体から選出された委員でつくる「特別職等報酬審議会」の答申をもとに、町議会の議決を経て決定されます。詳しくは▶総務課 ☎ 46・2111

## 人件費の状況

(平成 24 年度普通会計決算)

| 人口       | 歳出額 (A)       | 実質収支         | 人件費 (B)       | 人件費率 (B / A) |
|----------|---------------|--------------|---------------|--------------|
| 21,201 人 | 85 億 9,799 万円 | 3 億 9,724 万円 | 17 億 2,696 万円 | 20.1%        |

(千円以下切り捨て)



## 職員給与の状況

(平成 24 年度普通会計決算)

| 職員数 (A) ※ <sup>1</sup> | 給料           | 職員手当 (※ <sup>2</sup> ) | 期末・勤勉手当      | 計 (B)         | 1 人当たりの給与額 (B / A) |
|------------------------|--------------|------------------------|--------------|---------------|--------------------|
| 205 人                  | 7 億 1,720 万円 | 1 億 25 万円              | 2 億 5,343 万円 | 10 億 7,088 万円 | 522 万円             |

※<sup>1</sup> 職員数は 24 年 4 月 1 日現在の人数です。

(千円以下切り捨て)

※<sup>2</sup> 職員手当には退職手当を含みません。

## 職員の平均年齢と平均給料月額

(平成 25 年 4 月 1 日現在)

|                       | 平均年齢      | 平均給料      | 国家公務員の平均年齢 | 国家公務員の平均給料 | 参考値 (※ <sub>2</sub> ) |
|-----------------------|-----------|-----------|------------|------------|-----------------------|
| 一般行政職                 | 42 歳 3 カ月 | 314,500 円 | 43 歳 1 カ月  | 307,220 円  | 332,446               |
| 技能労務職                 | 48 歳 8 カ月 | 287,400 円 | 49 歳 9 か月  | 272,119 円  | 286,850               |
| 消防職 (※ <sub>1</sub> ) | 34 歳 5 カ月 | 252,800 円 | —          | —          | —                     |
| 保育職                   | 47 歳 5 カ月 | 348,400 円 | 41 歳 1 か月  | 304,299 円  | 325,848               |

※<sub>1</sub> 国家公務員には消防職はありません。

※<sub>2</sub> 国家公務員の時限的な (2 年間) 給与改定特例法による措置が無いとした場合の平均給料。

## ラスパイレス指数 (※<sup>1</sup>) の状況

|        | 平成 23 年 | 平成 24 年 | 平成 25 年 | 参考値 (※ <sup>2</sup> ) | 7 月 (※ <sup>3</sup> ) |
|--------|---------|---------|---------|-----------------------|-----------------------|
| 有田町    | 95.7    | 104.2   | 103.6   | 95.7                  | 98.9                  |
| 県内市町平均 | 97.1    | 105.0   | 104.9   | 96.9                  | 99.7                  |
| 県内町平均  | 95.6    | 103.9   | 103.4   | 95.5                  | 99.4                  |

※<sup>1</sup> ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

※<sup>2</sup> 国家公務員の時限的な (2 年間) 給与改定特例法による措置が無いとした場合のラスパイレス指数。

※<sup>3</sup> 平成 25 年 7 月から平成 26 年 3 月まで、給与削減措置により職員の給料月額の 4.2% を削減しました。

## 特別職の報酬

|     | 報酬        |
|-----|-----------|
| 町長  | 722,610 円 |
| 副町長 | 585,900 円 |
| 教育長 | 496,850 円 |

平成 22 年 7 月から平成 26 年 3 月まで、町長および副町長は 7 %、教育長は 5 % の減額を行いました。

## 職員定員の年次別状況 (実績)

|        | 19 年  | 20 年  | 21 年  | 22 年  | 23 年  | 24 年  | 25 年  |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 一般行政職  | 職員数   | 155 人 | 145 人 | 137 人 | 133 人 | 133 人 | 132 人 |
|        | 前年比増減 | —     | ▲ 10  | ▲ 8   | ▲ 4   | ± 0   | ▲ 2   |
| 教 育 職  | 職員数   | 39 人  | 37 人  | 31 人  | 32 人  | 33 人  | 34 人  |
|        | 前年比増減 | —     | ▲ 2   | ▲ 6   | 1     | 1     | 2     |
| 消 防 職  | 職員数   | 38 人  | 38 人  | 39 人  | 39 人  | 39 人  | 40 人  |
|        | 前年比増減 | —     | ± 0   | 1     | ± 0   | ± 0   | ± 0   |
| 公営企業会計 | 職員数   | 160 人 | 166 人 | 167 人 | 159 人 | 158 人 | 23 人  |
|        | 前年比増減 | —     | 6     | 1     | ▲ 8   | ▲ 1   | ▲ 135 |
| 計      | 職員数   | 392 人 | 386 人 | 374 人 | 363 人 | 363 人 | 229 人 |
|        | 前年比増減 | —     | ▲ 6   | ▲ 12  | ▲ 11  | ± 0   | ▲ 134 |

# 財政公表

## 平成25年度下半期 財政状況

平成25年度における予算規模は、一般会計で99億7265万3327円（24年度繰越明許分含む）、特別会計で58億8266万1721円（24年度繰越明許分含む）、合計158億5531万5048円となりました。

平成25年度の下半期（10月1日～3月31日）の執行状況や町債、財産に関する事項について、次の通りお知らせします。

※出納整理期間（会計年度終了後も前年度の出納ができる4月1日から5月31日の2カ月間）の執行額は含みません。



▲改築して新しくできた有田中部小学校のプールと管理棟

町の予算が適正に執行されたのか、補正予算がどのように組まれたのかを、町民の皆さんに理解してもらうために、町は「有田町財政状況の公表に関する条例」に基づき、年2回、財政の状況を公表しています。

公表する内容は、歳入歳出予算の執行状況や財産、町債（必要な財源を調達するための借金）の現在高などです。

### 一般会計

#### 【歳入】

（単位：千円）

| 区分          | 予算額       | 収入済額      | 執行率     | 予算額のうち繰越明許分 | 収入済額のうち繰越明許分 |
|-------------|-----------|-----------|---------|-------------|--------------|
| 町税          | 1,729,492 | 1,732,724 | 100.2%  |             |              |
| 地方譲与税       | 91,218    | 93,907    | 102.9%  |             |              |
| 利子割交付金      | 3,200     | 3,154     | 98.6%   |             |              |
| 配当割交付金      | 2,000     | 5,591     | 279.6%  |             |              |
| 株式等譲渡所得割交付金 | 500       | 7,814     | 1562.8% |             |              |
| 地方消費税交付金    | 185,000   | 191,468   | 103.5%  |             |              |
| 自動車取得税交付金   | 15,000    | 18,706    | 124.7%  |             |              |
| 地方特例交付金     | 6,743     | 6,743     | 100.0%  |             |              |
| 地方交付税       | 3,930,966 | 3,930,968 | 100.0%  |             |              |
| 交通安全対策特別交付金 | 3,393     | 3,393     | 100.0%  |             |              |
| 分担金及び負担金    | 137,599   | 134,024   | 97.4%   |             | 322          |
| 使用料及び手数料    | 114,882   | 111,527   | 97.1%   |             |              |
| 国庫支出金       | 934,322   | 821,262   | 87.9%   | 120,368     | 33,169       |
| 県支出金        | 747,253   | 583,047   | 78.0%   | 11,625      | 9,565        |
| 財産収入        | 56,980    | 54,799    | 96.2%   |             |              |
| 寄附金         | 1,851     | 1,871     | 101.1%  |             |              |
| 繰入金         | 344,407   | 298,136   | 86.6%   |             |              |
| 繰越金         | 512,246   | 512,247   | 100.0%  | 115,011     | 115,011      |
| 諸収入         | 212,904   | 198,740   | 93.3%   |             |              |
| 町債          | 942,697   | 478,397   | 50.7%   | 194,100     | 103,600      |
| 計           | 9,972,653 | 9,188,518 | 92.1%   | 441,104     | 261,667      |

※ 分担金・負担金の「収入済額のうち繰越明許分」は、工事内容の変更による追加負担（および返還金）の調整が生じたため。

#### 【歳出】

（単位：千円）

| 区分     | 予算額       | 支出済額      | 執行率   | 予算額のうち繰越明許分 | 支出済額のうち繰越明許分 |
|--------|-----------|-----------|-------|-------------|--------------|
| 議会費    | 108,004   | 105,574   | 97.8% |             |              |
| 総務費    | 1,267,644 | 1,165,762 | 92.0% | 16,339      | 16,051       |
| 民生費    | 2,967,708 | 2,209,973 | 74.5% | 87,735      | 63,879       |
| 衛生費    | 974,309   | 868,061   | 89.1% | 74,849      | 74,308       |
| 労働費    | 14,786    | 13,184    | 89.2% |             |              |
| 農林水産業費 | 267,175   | 240,436   | 90.0% | 22,893      | 20,090       |
| 商工費    | 434,957   | 375,576   | 86.3% |             |              |
| 土木費    | 562,464   | 391,330   | 69.6% | 47,092      | 41,562       |
| 消防費    | 569,016   | 333,946   | 58.7% |             |              |
| 教育費    | 1,047,299 | 918,560   | 87.7% | 192,196     | 164,208      |
| 災害復旧費  | 23,298    | 10,982    | 47.1% |             |              |
| 公債費    | 1,322,565 | 1,321,308 | 99.9% |             |              |
| 諸支出金   | 384,956   | 373,074   | 96.9% |             |              |
| 予備費    | 28,472    | 0         | 0.0%  |             |              |
| 計      | 9,972,653 | 8,327,766 | 83.5% | 441,104     | 380,098      |



▲ 農産物品評会や紅白もちの振る舞いなどたくさんのイベントで盛り上がった「第1回有田・食と農業まつり」

## 一般会計

### 【町債の状況】 (単位：千円)

| 区分       | 3月末現在高    | 構成比    |
|----------|-----------|--------|
| 1. 普通債   | 3,268,256 | 35.6%  |
| 民生       | 0         | 0.0%   |
| 衛生       | 1,625,450 | 17.7%  |
| 土木       | 782,922   | 8.5%   |
| 教育       | 700,729   | 7.6%   |
| その他      | 159,155   | 1.8%   |
| 2. 災害復旧債 | 12,998    | 0.1%   |
| 3. その他   | 5,899,333 | 64.3%  |
| 臨時財政対策債  | 4,060,885 | 44.2%  |
| 合併推進債    | 83,200    | 0.9%   |
| 合併特例債    | 1,557,380 | 17.0%  |
| 減税補てん債   | 152,284   | 1.7%   |
| その他      | 45,584    | 0.5%   |
| 合 計      | 9,180,587 | 100.0% |

### 【町が持っている財産】

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

|         |    |                          |
|---------|----|--------------------------|
| 基金・債権   | …… | 4,026,302 千円             |
| 出資による権利 | …… | 1,954,376 千円             |
| 土地      | …… | 7,797,065 m <sup>2</sup> |
| 建物      | …… | 101,328 m <sup>2</sup>   |

### 【土地・建物の内訳】 (単位：m<sup>2</sup>)

| 詳細       | 土地           | 建物         |
|----------|--------------|------------|
| 公用・公共用財産 | 2,324,704.21 | 95,377.01  |
| 普通財産     | 462,461.76   | 5,951.03   |
| 山林       | 5,009,900.00 |            |
| 小 計      | 7,797,065.97 | 101,328.04 |

## 特別会計

### 【歳入・歳出】

| 区分               | 予算現額      | 歳入        |         | 歳出        |         | 3月末現在高  | 構成比    |
|------------------|-----------|-----------|---------|-----------|---------|---------|--------|
|                  |           | 収入済額      | 執行率     | 支出済額      | 執行率     |         |        |
| 国民健康保険特別会計       | 2,822,118 | 2,470,082 | 87.5%   | 2,576,676 | 91.3%   | —       | —      |
| 介護保険特別会計         | 2,198,021 | 1,856,500 | 84.5%   | 1,979,417 | 90.1%   | 11,666  | 3.1%   |
| 黒牟田宅地分譲事業特別会計    | 32,787    | 32,749    | 99.9%   | 6,405     | 19.5%   | —       | —      |
| 後期高齢者医療特別会計      | 521,445   | 518,455   | 99.4%   | 474,511   | 91.0%   | —       | —      |
| 有田南部工業団地造成事業特別会計 | 308,291   | 188,837   | 61.3%   | 224,674   | 72.9%   | 359,700 | 96.9%  |
|                  | (301,637) | (188,837) | (62.6%) | (218,721) | (72.5%) | —       | —      |
| 合 計              | 5,882,662 | 5,066,623 | 86.1%   | 5,261,683 | 89.4%   | 371,366 | 100.0% |
|                  | (301,637) | (188,837) | (62.6%) | (218,721) | (72.5%) |         |        |

※「南部工業団地造成事業特別会計」と「合計」欄の下段（ ）は、上段の金額のうち平成 24 年度繰越明許分を表しています。

## 補正予算

平成 25 年度の当初予算は、83 億 6,600 万円で編成しました。以後、3 月までの間に 8 回の補正予算を編成し、執行してきました。

当年度の下半期では、新規事業として熱中症対策事業に取り組んだほか、私立保育園支援事業、社会資本整備総合交付金事業（中樽 40 号線）、町立保育園新築事業、障害福祉サービス事業などを増額補正し事業を実施しました。また、中期的な事業計画に基づき庁舎等施設整備基金、有田焼創業 400 年祭基金、教育施設整備基金を積み立てながら、将来負担の軽減を図るための町債の繰上償還などを行った結果、補正規模は 11 億 6,554 万 9,000 円になりました。

### 【平成 25 年度の一般会計補正予算の経緯】

(単位：千円)

| 時期     | 補正額       | 主な補正内容                                                                                                                                                                                                      |
|--------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3 月定例  | 111       |                                                                                                                                                                                                             |
| 6 月定例  | 42,363    | ※「広報有田」平成 25 年 11 月号の上半期の公表で紹介しています。                                                                                                                                                                        |
| 9 月定例  | 617,786   |                                                                                                                                                                                                             |
| 12 月定例 | 134,770   | 熱中症対策事業の皆増、定住促進事業（定住促進奨励金）、介護保険事業・後期高齢者医療事業への繰出金、私立保育園支援事業（保育所入所委託料）、安心こども基金特別対策補助事業（システム構築）、社会資本整備総合交付金事業（中樽 40 号線）の工事費などを増額                                                                               |
| 12 月専決 | — 10      | 歳出面で、空き家再生等推進事業の補助金の減額および工事請負費の増額、歳入面で国庫支出金の減額および財政調整基金からの繰入金を増額                                                                                                                                            |
| 1 月専決  | 11,336    | 歳出面で、有田中部小学校プール改築事業の委託料および工事請負費の増額、歳入面では財政調整基金からの繰入金を増額                                                                                                                                                     |
| 3 月定例  | 329,232   | 町長・町議会選挙事業、障害者自立支援給付支払システム改修事業、障害福祉サービス事業、町立保育園新築事業、泉山・大谷線改良事業、長期債元金の繰上償還の増額のほか、庁舎等施設整備基金、教育施設整備基金、有田焼創業 400 年祭基金への積立金を増額。参議院議員通常選挙、児童手当事業、有田焼創業 400 年事業実行委員会への負担金、消防救急デジタル無線整備事業、消防救急通信指令システム整備事業などについては減額 |
| 3 月専決  | 29,961    | 歳出面で、ふるさと納税推進事業（ふるさと応援基金への積立）、病院事業清算費（病院事業清算基金利子の積立）、有田焼創業 400 年祭基金への積立金の増額、緊急雇用創出費（重点分野事業）の実績見込みによる減額。歳入面で、県支出金などの減額、地方交付税、財政調整基金の繰入金を増額                                                                   |
| 計      | 1,165,549 |                                                                                                                                                                                                             |

※「定例」は定例町議会、「専決」は専決処分によることを示しています。

# 平成 26 年度 町県民税の納税通知書を発送します

[illegible]

町県民税は、平成 26 年 1 月  
1 日現在に町内に住所のある  
方が納める税金です。

◀オレンジ色の窓開き封筒です。通知書などの記載内容をご確認の上、納期限までに納付してください。

## 平成 26 年度の町県民税の税額と改正点について説明します

$$\text{税額} = \text{均等割額} + \text{所得割額}$$

【均等割額】※均等割額が改正されました。

東日本大震災に伴う復興事業や、防災・減災の施策に要する財源を確保するための臨時措置として、平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 年間、町・県民税の均等割額に復興特別税としてそれぞれ 500 円が加算されます。

### ◆町県民税の均等割額

| 均等割 | 改正前     | 改正後     |
|-----|---------|---------|
| 町民税 | 3,000 円 | 3,500 円 |
| 県民税 | 1,500 円 | 2,000 円 |
| 合 計 | 4,500 円 | 5,500 円 |

※ 県民税には「佐賀県森林環境税（500 円）」が含まれています。

【所得割額】

税率は一律 10%（町民税 6%、県民税 4%）

$$\text{※ 所得割額} = (\text{所得金額} - \text{控除額}) \times \text{税率}$$

### ◎町県民税が課税されない方

- ② 20 歳未満・障害者・寡婦・寡夫  
の方で前年の合計所得金  
額が 125 万円以下の方

※ 有田町に住所がない方でも、町内に事務所や事業所、または家屋敷を有する方は、均等割が課税されます。



県や町に対して「ふるさと納税」をすると、寄付金のうち 2,000 円を超える部分について、一定の上限まで所得税・住民税から控除されます。詳しくは税務課へ。



## ◆佐賀県森林環境税について

県では、森林環境の保全に役立てるため、平成20年度から「佐賀県森林環境税」を導入しています。

昨年度、導入から5年目の適用期限を迎えましたが、平成29年度まで延長することとなりました。この「佐賀県森林環境税」は、県民の皆さんに広く均しくご負担していただくため「県民税均等割」に上乗せするという方法により課税します。（県民税均等割2,000円のうち、500円が「佐賀県森林環境税」です。）

### ◆給与所得控除の改正（給与所得控除の上限設定）

その年中の給与などの収入金額が 1,500 万円を超える場合の給与所得控除について、245 万円の上限が設けられました。

|     | 給与収入金額（Ａ）                | 給与所得金額                           |
|-----|--------------------------|----------------------------------|
| 改正前 | 1,000 万円以上               | $A \times 0.95 - 170 \text{ 万円}$ |
| 改正後 | 1,000 万円から<br>1,500 万円未満 | $A \times 0.95 - 170 \text{ 万円}$ |
|     | 1,500 万円以上               | $A - 245 \text{ 万円}$             |

# 平成 26 年度 国民健康保険税の納税通知書を発送します

国民健康保険税は、国民健康保険に加入している世帯の世帯主が納める税金です。世帯主が社会保険などに加入していても、家族が国民健康保険に加入している場合は、世帯主が国民健康保険税の納税義務者です。

国民健康保険税は、医療保険分・後期高齢者支援金分・介護保険分（介護保険分については、40 歳から 64 歳の方のみ課税）の 3 つで構成されています。

- 医療保険分…国民健康保険に加入している方の医療費に充てるための負担。
- 後期高齢者支援金分…75 歳以上の方が加入する「後期高齢者医療制度」への支援金に充てるための負担。後期高齢者の医療費のうち、約 40%を支援しています。
- 介護保険分…介護保険の運営費に充てるための負担。40 歳から 64 歳の方（介護保険第 2 号被保険者）が課税の対象。65 歳以上の方（介護保険第 1 号被保険者）は、「介護保険料」として別に納めていただくこととなります。

税額

=

医療保険分税額

+

後期高齢者支援金分税額

+

介護保険分税額

## 国民健康保険税の課税限度額などが改正されます

国民健康保険税の計算方法は、所得割・均等割・平等割の 3 方式で行っています。  
平成 26 年度は、後期高齢者支援金分、介護保険分の課税限度額のみ改正されます。

- 所得割…加入者の所得に応じて負担していただくもの。
- 均等割…世帯の加入者数に応じて負担していただくもの。
- 平等割…1 世帯当たりの負担。

|       |     | 医療保険分     |      | 後期高齢者支援金分 |           | 介護保険分     |           |
|-------|-----|-----------|------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|       |     | 改正前       | 改正後  | 改正前       | 改正後       | 改正前       | 改正後       |
| 応能割   | 所得割 | 7.7%      | 改正なし | 1.8%      | 改正なし      | 2.0%      | 改正なし      |
| 応益割   | 均等割 | 19,700 円  |      | 4,700 円   |           | 9,100 円   |           |
|       | 平等割 | 26,300 円  |      | 6,500 円   |           | 5,000 円   |           |
| 課税限度額 |     | 510,000 円 |      | 140,000 円 | 160,000 円 | 120,000 円 | 140,000 円 |

## 国民健康保険税の 5 割軽減・2 割軽減の基準額が改正されました

国民健康保険税算定の基礎となる前年中の合計総所得金額が一定基準以下の場合、保険税を軽減する制度があります。軽減を判定するための基準額が次の通り改正されましたのでご確認ください。



| 軽減割合 | 軽減となる世帯の合計総所得金額                                       |                                                 |
|------|-------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
|      | 改正前                                                   | 改正後                                             |
| 7 割  | 33 万円（基礎控除額）                                          | 33 万円（基礎控除額）                                    |
| 5 割  | 33 万円（基礎控除額） + 24.5 万円<br>×（世帯主を除く被保険者数 + 特定同一世帯所属者数） | 33 万円（基礎控除額） + 24.5 万円<br>×（被保険者数 + 特定同一世帯所属者数） |
| 2 割  | 33 万円（基礎控除額） + 35 万円<br>×（被保険者数 + 特定同一世帯所属者数）         | 33 万円（基礎控除額） + 45 万円<br>×（被保険者数 + 特定同一世帯所属者数）   |

# 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金が支給されます

消費税率の引き上げに伴う措置として、対象者に臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金を支給します。

## ■臨時福祉給付金

### 対象者▼

平成26年1月1日現在で有田町の住民基本台帳に記録されていて、平成26年度分町民税（均等割）が非課税の方。

※生活保護制度の被保護者の方や、非課税となった本人を扶養している方が課税されている場合は対象になりません。

**給付額▼**給付対象者1人につき1万円（1回限り）

※次の「加算対象者」には、1人につき5千円加算します。

### 加算対象者▼

・老齢年金、障害基礎年金、遺族基礎年金などの受給者

※平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金支払いがある方

・児童扶養手当、特別障害者手当などの受給者

※平成26年1月分の手当などを受給している方

○次に該当する方は、課税されているため臨時福祉給付金の対象にはなりません。

・町民税・県民税納税通知書が届いている方

・給与明細の「住民税（個人住民税）」の項目に納税額が記載されている方

**申請方法▼**7月に非課税世帯へ申請書を郵送します。

## ■子育て世帯臨時特例給付金

### 支給対象者▼

平成26年1月1日現在で有田町の住民基本台帳に記録されていて、平成26年1月分の児童手当（特別給付含む）の受給者であつて、平成25年中の所得が児童手当の所得制限額に満たない方

**対象児童▼**

平成26

年1月分

の児童手

当（特別

給付含む）



の対象となる児童および平成26年1月1日生まれの児童で、2月分の児童手当の対象となる児童

※ただし、臨時福祉給付金の対象者や生活保護制度の被保護者などは対象になりません。

**給付額▼**給付対象児童1人につき1万円（1回限り）

**申請方法▼**7月に対象者に申請書を郵送します。

## 公務員の方へお願い▼

児童手当を勤務先から支給されている公務員の方については、児童手当受給者の住所（平成26年1月1日現在）で申請を行っていただく必要があります。

勤務先より「子育て世帯臨時特例給付金」の申請書などが渡されますが、申請書などにつきましては、申請受付が各住所地で開始されるまで大切に保管してください。

### 詳しくは▼

・臨時福祉給付金について

健康福祉課 ☎43・2237

・子育て世帯臨時特例給付金について

住民課 ☎46・2114

## 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金などの詐欺に注意してください

臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金の給付を装った、「振り込め詐欺」「個人情報報の詐欺」に注意してください。

不審な電話があつたり、不審な郵便物が届いたりしたときは、健康福祉課、住民課または、最寄りの警察署までご連絡ください。

・健康福祉課

☎43・2237

・住民課

☎46・2114

・警察相談専用電話

☎#9110

※臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の受付時期については、7月の広報などでお知らせします。

児童手当

# 児童手当を受給するためには「現況届」の手続きが必要です

児童手当受給対象者の皆さんへ、  
6月上旬に「現況届」などの書類を送付します。

現況届とは、児童手当を受ける要件を満たしているかどうかの申告を行うもので、毎年6月はその手続きを行う月として法で定められています。受給該当者の方は、送付された「現況届」に押印をし、関係書類を添えて受付窓口へ提出してください。

## 受付日時▼

6月9日(月)～6月30日(月)  
8時30分～17時15分(土日は除く)  
※住民課(本庁舎)に限り、毎週水曜は18時まで受け付けます。

## 受付場所▼

- ・住民課(本庁舎)
- ・東出張所
- ・現況届に必要なもの▼
- ・現況届(通知書に同封しています)
- ・印鑑

- ・請求者が会社員など厚生年金に加入している場合↓

健康保険被保険者証の写しなど

- ・平成26年1月1日に有田町に住民登録のなかった方↓

前住所地の市町村長が発行する児童手当用所得証明書(平成25年分)

※このほかにも、必要に応じて提出していただく書類があります。

詳しくは▼住民課 ☎46・2114

## 受給対象者▼

中学3年生以下(平成11年4月2日以降生まれ)の児童を養育されている方

## 支給月額▼

|               |                            |
|---------------|----------------------------|
| 3歳未満          | 15,000円                    |
| 3歳～<br>小学校修了前 | 10,000円<br>(第3子以降は15,000円) |
| 中学生           | 10,000円                    |

※子どもの数は、18歳到達後最初の3月31日までの間にある子どもの中で数えます。

## 所得制限▼

| 扶養親族などの数 | 所得制限限度額(万円) |
|----------|-------------|
| 0人       | 622         |
| 1人       | 660         |
| 2人       | 698         |
| 3人       | 736         |
| 4人       | 774         |
| 5人       | 812         |

①所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいる方の限度額は、上記の額に当該老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。

②扶養親族数が6人以上の場合の限度額は、1人につき38万円(扶養親族などが老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額。

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。



「現況届」が提出されない場合は、6月以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください!





▲平成25年度助成の一例

昨年11月に陶山神社で開催された「アリタマルシェ」。ヨーロッパの「蚤の市」をイメージしたイベントで、若い世代にも有田の魅力をPRしました。

## 地域づくり

# 地域づくり活動への補助金を活用しませんか

町は、町民が自主的に取り組む人材の育成と、個性ある事業に対し、補助金を交付しています。将来を担う人材の育成、地域づくり団体の活性化、新しい製品の創出や研究などの支援を行う制度です。魅力ある町づくりに活用しませんか。※ただし、国や県など他の団体から補助を受けている事業は該当しません。

詳しくは▼まちづくり課  
☎ 46・2990

| 事業名  | ①人材育成支援事業                                                                                                                                                    | ②地域活性化支援事業                                                                                                 | ③起業・創業支援事業                                                                             | ④ベンチャー<br>チャレンジ支援事業                                                                                                       |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 内容   | 公共団体が共催や推薦、後援する事業で、地域リーダーの育成または交流を図ることを目的とする研修などで、その期間が3日以上のものである。<br>※ 国内外を問いません。地区または県の選考・予選を通過して、九州大会もしくは全国レベルの大会などに出場するスポーツ以外のもの。<br>※18歳未満の場合は責任者も含みます。 | 魅力ある町づくりを目的として、全町的に行うイベントや交流などで、町内の自主団体や自治会などが主催して行うもの。<br>町の特産品や特色ある事業、自然環境などを紹介することにより、町の魅力を町内外に発信できるもの。 | 町内の特産品を活用して、新たな製品の開発や調査、研究、研修に関わるもので、町内の自主団体または3人以上のグループが行うもの。<br>※ 商工業など、通常の起業は含みません。 | 町内特産品の枠を超えて、さまざまな資源を活用し、新しい分野の製品開発や新規産業の創造を目的とした調査、研究などに関わるもので、地域の活性化と社会への貢献が期待されるもの。<br>※ 3人以上の異業種での共同プロジェクトであるものに限りません。 |
| 補助額  | 必要経費の3分の1以内<br>(限度額5万円)<br>※ 団体の場合は限度額が10万円になります。                                                                                                            | 必要経費の3分の2以内<br>※ 2年目以降は2分の1以内となります。<br>(限度額10万円)                                                           | 必要経費の3分の2以内<br>※ 2年目以降は2分の1以内となります。<br>(限度額15万円)                                       | 必要経費の3分の2以内<br>※ 2年目以降は2分の1以内となります。<br>(限度額30万円)                                                                          |
| 補助回数 | ・原則として個人・グループとも年1回。<br>・各事業の継続申請は、最初の申請年度から10年の期間毎に3回まで。                                                                                                     |                                                                                                            |                                                                                        |                                                                                                                           |
| 対象経費 | ・事業に直接要する経費（謝礼金、旅費、会場費、広告宣伝費、資料作成費、印刷製本費、委託費）<br>・事業に直接要する事務費（消耗品費、通信運搬費、会議費、食糧費は補助経費の25%以内）<br>・その他、町長が認めるもの                                                |                                                                                                            |                                                                                        |                                                                                                                           |

## 募集

## よりよい行政サービスを行うため

## CSO（市民社会組織）からの提案を募集します

住民満足度の高い公共サービスを実現する新たな担い手として、CSO（市民社会組織）への期待が高まる中、県や町では「私たちならもっと質の高い公共サービスを提供できる」という、CSOからの提案を求めています。

平成25年度は、県および市町が担う業務に対して、CSOから159件の提案があり、110件が採択されました。

今年度もCSOの皆さんから、県や町の事業に対する提案を募集していますので、奮ってご応募ください。



提案募集期限▼9月1日（月）  
相談窓口・応募先▼

・まちづくり課 ☎ 46・2990

・県庁男女参画・県民協働課

☎ 0952・25・7374

・県内の中間支援組織

調査

# 経済センサスー基礎調査・ 商業統計調査にご協力ください

経済センサスー基礎調査と商業統計調査は、日本の経済力を知るための調査です。

記入内容は、統計法に定められている利用目的以外に使用することはありませんので、ご理解とご協力をお願いします。

## 調査対象▼

① 経済センサスー基礎調査  
町内すべての事業所・企業

② 商業統計調査  
卸売業・小売業を営む町内すべての事業所・企業

調査の基準日▼7月1日

## 調査の方法▼

① 調査員による調査

6月下旬に調査員が調査票を配布し、7月1日以降に回収します。調査員は必ず顔写真の入った「調査員証」を携行しています。調査員が訪問した際には、「調査員証」をご確認ください。

回答はパソコンを使用して、オンラインでもできます。

② 本社等一括調査

支社を有する企業または組織に

は、本社へ調査書類を郵送します。

## ■かたり調査に注意

「かたり調査」とは、統計調査を装って事業所を訪問し、調査票をだまし取ったり、電話で個人情報聞き出ししたりする不正行為です。

不審に思われたときは、町まちづくり課までご連絡ください。

詳しくは▼まちづくり課

☎ 46・2990

## 町交際費 4月

詳しい内容を知りたい方は、「情報公開開示請求」の申請書を総務課へ提出してください。申請が許可されると、総務課で閲覧することができます。なお、個人のプライバシーに配慮が必要な項目は公開しません。ご了承ください。詳しくは▶ 総務課 ☎ 46・2111

| 項目 | 金額      | 備考          |
|----|---------|-------------|
| 会費 | 1,500円  | 市・町会議懇談会    |
| 雑費 | 20,478円 | 飲食店組合総会ほか5件 |
| 合計 | 21,978円 |             |

※ 雑費には、各種組織等の総会などに支出する雑しなどが含まれます。

暮らし

# 地域行政情報誌「有田町暮らしのガイドブック」を官民協働で発行します

町の行政情報や地域情報などが詰まった暮らしに役立つ情報誌「有田町暮らしのガイドブック」が今年9月に発行されます。

これは、これまで全国460以上の自治体と地域行政情報誌「わが街事典」を発行してきた、株式会社サイネックスと町が官民協働事業として共同発行するものです。町が行政情報や地域情報の提供などを、サイネックスが企画編集や広告募集活動などを担当。発行に関わる経費に町の負担は一切なく、すべて広告料で賄われます。

5月8日（木）、役場本庁舎で共同発行協定書調印式があり、山口町長とサイネックスの村田吉優代表取締役社長が協定書に調印。住民サービスの向上に期待を高め、共同発行への意欲を再確認しました。ガイドブックの発行期日と部数は次の通りです。

発行期日▼平成26年9月末（予定）

発行部数▼8000部

※町内全世帯および転入世帯などへ配布予定。

詳しくは▼まちづくり課

☎ 46・2990



▲協定書に調印し握手を交わす（左から）サイネックスの村田吉優代表取締役社長と山口町長



▲これまでに共同発行された地域行政情報誌の一部（県内では9自治体目）

# 中山間地域等直接支払制度

平成22年度から平成26年度までの中山間地域等直接支払制度の3期対策も最終年を迎えます。



除草作業



作業鳥獣害対策



水路整備

「中山間地域」は山間部と平野部の中間に位置する地域のことで、町内農地の約半数がこの地域に該当しています。

このような地域は、平野部と比較すると傾斜が大きく、1枚あたりの農地面積が極端に狭いため、農業の生産が不利となっています。また、担い手の減少、耕作放棄地や遊休農地の増加が課題となっています。

そこで農業生産活動を通じて、中山間地域が有する洪水・土壌浸食の防止、良好な景観形成（これらは総称して「多面的機能の確保」といわれます）を維持するため、町と集落とが一緒に

中山間地域等直接支払制度に取り組んでいきます。この交付金は、約半

## ■ 中山間地域等直接支払交付金事業の交付内訳

【平成25年度】

| 地域区分               | 協定集落名<br>(個別協定名) | 協定参加者数 | 協定農用地面積 (㎡) |        | 交付金額 (円)   |
|--------------------|------------------|--------|-------------|--------|------------|
|                    |                  |        | 田           | 畑      |            |
| (特定農山村地域)<br>通常    | 桑木原              | 33     | 169,430     |        | 3,558,030  |
|                    | 山本               | 79     | 267,383     |        | 5,615,043  |
|                    | 下野山・大木中原         | 23     | 87,099      |        | 1,829,079  |
|                    | 大鳥ヶ倉             | 16     | 53,271      |        | 1,118,691  |
|                    | 立部               | 17     | 67,480      |        | 1,417,080  |
|                    | 岳                | 42     | 313,928     |        | 6,592,488  |
|                    | 切口               | 95     | 379,702     |        | 7,973,742  |
|                    | 上山谷              | 58     | 270,195     |        | 5,674,095  |
|                    | 広瀬山              | 6      | 31,787      |        | 667,527    |
|                    | 広瀬村小森地区          | 16     | 56,012      |        | 1,176,252  |
|                    | 牧                | 27     | 273,103     |        | 5,735,163  |
|                    | 二ノ瀬              | 45     | 194,209     |        | 4,078,389  |
| (県が特別に認めた地域)<br>特認 | 12 地区小計          | 457    | 2,163,599   |        | 45,435,579 |
|                    | 上本村              | 30     | 98,672      |        | 2,072,112  |
|                    | 楠木原              | 31     | 108,537     |        | 2,279,277  |
|                    | 下内野              | 57     | 103,469     |        | 2,172,849  |
|                    | 上内野              | 33     | 296,950     |        | 6,235,950  |
|                    | 北ノ川内             | 52     | 292,604     |        | 6,144,684  |
|                    | 後口山              | 2      |             | 21,131 | 194,405    |
|                    | 本川内・広切           | 13     | 35,026      |        | 588,436    |
| 合計                 | 原明               | 7      | 27,854      |        | 584,934    |
|                    | 8 地区小計           | 225    | 963,112     | 21,131 | 20,272,647 |
| 総合計                | 20 地区            | 682    | 3,126,711   | 21,131 | 65,708,226 |
|                    |                  |        | 3,147,842   |        |            |

分が農業の所得保証として農家に交付され、残りが共同取り組み活動の費用として各集落で管理されます。農道・水路・ため池の維持管理、農作業機械の共同購入、イノシシ被害防止対策、景観作物の作付けなどに

活用されています。

また、農作業のみならず、子どもからお年寄りまでが集い、農家・非農家を問わない交流が図られ、地域の活性化にもつながっています。

詳しくは▼農林課 ☎46・5616

ごみ

ごみの野外焼却はやめましょう

「少しだから」「以前からやって」「以前からやっていると、庭先などでごみの野外焼却をしていませんか。」



役場には「においが付くから洗濯物を干せない」「家の中に煙が入るので窓を開けられない」など、ごみの野外焼却についての苦情が寄せられています。

ごみの野外焼却は、ごみの大小や量にかかわらず、原則禁止されています。ごみは燃やさずに、指定されたごみ収集日に出してください。

また、例外的に認められている軽微な焼却（落ち葉たき、草焼きなど）であっても必要最小限にとどめ、風向きや風の強さ、時間帯を選び、ご近所の迷惑にならないよう十分に注意してください。

ごみの野外焼却は、あなたが思っている以上に、近隣の方たちの生活に影響を及ぼしています。

詳しくは▼環境課 ☎ 46・2734

予防接種

もうお済みですか  
狂犬病予防注射

生後91日以上のすべての犬は、生涯1度の登録と、年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。6月の実施日程は左記のとおりです。

月日▼6月10日（火）

場所および時間▼

・体育センター（立部）

13時～13時30分

・曲川小学校裏駐車場（黒川）

14時～14時30分

・東出張所（岩谷川内）

15時～15時30分

料金▼

・予防注射料金 3050円

・新規登録料金 3000円

持つてくるもの▼

予防注射ハガキ

※問診欄は事前に記入してきてください。



詳しくは▶

環境課 ☎ 46・2734

ペット管理

犬と猫の譲渡会を開催します

犬や猫を飼いたい方と、事情により飼っている犬や猫を譲りたい方のために、



「犬と猫の譲渡会」を開催します。

申し込み▼

譲渡会に参加するには、事前の申し込みが必要です。日程や申込締切などは表の通りです。参加料は無料ですが、犬を譲りたい方は、事前のワクチン接種など一定の条件があります。詳細は、県のホームページをご覧ください。各保健福祉事務所に直接お問い合わせください。

譲渡会の開催日程

開催場所▶唐津保健福祉事務所  
開催日▶6月15日（日）10時～  
申込締切▶6月5日（木）  
問い合わせ先▶唐津保健福祉事務所  
☎ 0955・73・1131

開催場所▶伊万里保健福祉事務所  
開催日▶6月22日（日）10時～  
申込締切▶6月12日（木）  
問い合わせ先▶伊万里保健福祉事務所  
☎ 0955・23・2103

ごみ

スプレー缶などの処分は適切に！

町内で燃えないごみを収集中、ごみ収集車内で引火が起きました。これは、燃えないごみの中に、ガス抜きされていないボンベあるいはスプレー缶などが入っていたことによるものです。

迅速な対応により、被害を最小限に抑えることができましたが、もし、ごみ収集車が街中で炎上するようなことがあれば大変危険です。

スプレー缶、ライター、カセットボンベなどをごみに出す際は、必ず中身を空にし、缶には穴をあけて出していただくようお願いいたします。

適正なごみ分別の徹底とマナーを遵守すること、ごみ

収集車や処理施設での火災などを未然に防ぐことができませんので、ご協力をお願いします。



▲ごみ収集車から火災が発生したときの様子

詳しくは▼環境課 ☎ 46・2734

## 有田陶器市協賛スポーツ大会

### ■第34回中学校招待軟式野球大会

4月12日(土)、5月4日(日)の2日間にわたり赤坂球場と西有田中学校グラウンドで開催されました。大会には8チームの参加があり、町内からは有田中学校と西有田中学校が参加しました。

西有田中学校は2回戦で惜しくも敗退しましたが、有田中学校は準優勝を果しました。

優勝Ⅱ武雄中学校(武雄市)  
準優勝Ⅱ有田中学校

### ■第27回会長杯争奪少年野球大会

5月3日(土)、4日(日)の2日間にわたり、赤坂球場など3会場で開催されました。大会には16チームの参加があり、町内からは、有田中部球友クラブ、桜ヶ丘少年野球クラブ、西有田球友クラブの3チームが参加しました。



町内の3チームはともに、2回戦での敗退となりました。

優勝Ⅱセインツジュニア(佐世保市)

準優勝Ⅱ上峰少年野球クラブ(三養基郡上峰町)

### ■第45回中学校招待ソフトボール大会

4月19日(土)、20日(日)の2日間にわたり中央運動公園で開催されました。大会には8チームの参加があり、町内からは有田中学校と西有田中学校が参加しました。

西有田中学校は1回戦で、有田中学校は2回戦で敗退となりました。

優勝Ⅱ波佐見中学校(波佐見町)  
準優勝Ⅱ鹿島西部中学校(鹿島市)

### ■第41回家庭婦人バレーボール大会

5月3日(土)に体育センターで開催されました。大会には県内より12チーム、長崎県より4チームの参加があり、町内からは有田チームと西有田チームが出場しました。町内の両チー



ムが1回戦で対戦し、勝利した西有田チームがAパート準優勝を果しました。

#### Aパート

優勝Ⅱきやまドリム(基山町)

準優勝Ⅱ西有田ママさんチーム

#### Bパート

優勝ⅡRabbit(佐世保市)

準優勝ⅡからつBEGIN(唐津市)

### ■第40回九州社会人卓球大会

5月4日(日)に体育センターで開催されました。大会には団体戦に男子26チーム、女子12チーム、個人戦に161人の参加があり、熱戦が繰り広げられました。

団体戦には、町内から男子2チーム、女子1チームが参加しましたが、男子は2回戦、女子は1回戦で惜しくも敗退となりました。

#### 男子団体戦

優勝Ⅱ三菱重工長崎A(長崎県)

準優勝Ⅱ秋山卓球(福岡県)

#### 女子団体戦

優勝Ⅱブルーウェーブ(福岡県)

準優勝Ⅱパワフル(福岡県)

## 西有田スポ・レク協会 町民男女バレーボール大会

4月20日

(日)に有田町体育センターなど4会場で、西有田スポ・レク協会、町民男女バレーボール大会が開催されました。

大会には、男子19チーム、女子15チームが参加しました。上位の結果は次の通りです。

#### ◆男子の部

##### Aパート

優勝Ⅱ上内野 準優勝Ⅱ広瀬

##### Bパート

優勝Ⅱ北ノ川内 準優勝Ⅱ広瀬山

#### ◆女子の部

##### Aパート

優勝Ⅱ下山谷 準優勝Ⅱ山本

##### Bパート

優勝Ⅱ北ノ川内 準優勝Ⅱ黒川



## 有田町不妊治療助成事業をリニューアル

詳しくは▶健康福祉課 ☎ 43・5065

不妊で悩んでいるご夫婦の経済的負担を支援するため、町では県の不妊治療費助成に加えて助成事業を実施しています。

4月からは、県の助成範囲が見直され、町も助成回数や金額を大幅に見直しました。

### ●助成方法

不妊治療費を医療機関に支払った方の申請に基づいて助成金を交付します。

### ●助成対象者

戸籍上の夫婦で、次のすべてに該当する方です。

- ①夫婦両方が町内に住民登録し、引き続き1年以上居住している方。
- ②夫婦の総所得の合計額が730万円未満である方。
- ③佐賀県の不妊治療支援事業で助成を受けている方。

### ●助成対象とする不妊治療費

戸籍上の夫婦間で行う健康保険が適用されない次の不妊治療（受

精胚の管理料、入院費、食事代および証明書などの文書料は除く）です。

- ①体外受精（胚移植・凍結胚移植）
- ②顕微授精（胚移植・凍結胚移植）

### ●不妊治療指定医療機関

佐賀県指定の医療機関（「不妊に悩む方への特定治療支援事業指定医

療機関一覧」（厚生労働省ホームページ）をご覧ください。

### ●ご相談・申請窓口（要予約）

有田町福祉保健センター  
健康福祉課保健師 ☎ 43・5065

※ 健診などで不在のことがありますので、来所前にご連絡をお願いします。

### ●助成回数（県の不妊治療助成回数や限度額ステージ区分と同じ）と金額

| 初めて助成を受けた時期 | 条件                            |       | 平成26年度の助成回数 | 助成限度額                                                             |
|-------------|-------------------------------|-------|-------------|-------------------------------------------------------------------|
| 平成25年度以前    | 通算助成回数<br>(通算5年度で<br>通算10回まで) | 1～3回  | 通算6回まで      | 県治療ステージ<br>ア A, B, D,<br>E の場合は<br>上限10万円<br>イ C, F の場合は<br>上限5万円 |
|             |                               | 4回以上  | 2回まで        |                                                                   |
| 平成26年度      | 妻の年齢                          | 39歳以下 | 6回まで        |                                                                   |
|             |                               | 40歳以上 | 3回まで        |                                                                   |

A：新鮮胚移植 B：凍結胚移植 C：以前凍結した胚を解凍して移植  
D：体調不良などで移植めどが立たず終了 E：異常受精などにより中止  
F：採卵で卵が得られないなど

## ドイツ人の就職活動

若者の就職活動は、ドイツと日本ではかなり違います。日本では大学3年生になると、すでに「就活」を始めている人が多く、入社するのは一般に4月ですよね。

ドイツの場合、高校を卒業した50%以上の学生は「Ausbildung」に応募します。これは、専門学校に通いながらお店や会社で訓練を受け、3年後に資格を取得して正社員となる職業教育です。また「Ausbildung」が始まるのは一般に8月で、学生は1年前ぐらいから応募を始めます。

それに対し、大学進学を目指す人が通う高校から大学に進学する

## Schau mal, Arita! 有田の皆さん、見てみて! No.21

と、その後の就活の方法が異なります。ご存知の方も多いと思いますが、ドイツでは大学入試はなく、大学に入学することは基本的に簡単です。しかし、卒業するのが難しく、その上、在学中に留学をしたりアルバイトをしたりする人が多いため、平均5～6年間大学に在学します。それぞれが異なった時期に卒業するため、日本のような新卒を一括採用する制度はありません。また、日本の企業は、新卒者を多く雇う傾向にありますが、ドイツの企業は、社会的に多くの経験を積んでいる人材を求めます。



国際交流員  
ハナ・ツムシュタインさん

つまり、入社する前に専門的な知識を持っていることが期待されているため、大学で勉強するだけではなく、インターンシップで3カ月から6カ月ぐらいの経験を積むことなども重要だとされています。

日本に比べ、ドイツの就活の方が自由だと言えますが、就職する段階で相当の経験や実績を求められるのでストレスも多いのです。

# 暮らしのカレンダー 2014年6月

## 保健事業

※場所は福祉保健センターです。

詳しくは▶健康福祉課 ☎ 43-5065

| ▼行事名         | ▼対象者・備考         | ▼日(曜)                                  | ▼受付(実施)時間         |
|--------------|-----------------|----------------------------------------|-------------------|
| 母子手帳交付と母親学級  | 妊婦              | 2(月)・9(月)・16(月)・23(月)<br>・30(月)・7/7(月) | 16時～16時15分(17時まで) |
| 母と子の広場       | 乳幼児と保護者         | 16(月)・23(月)                            | (10時～12時)         |
| れんげのつどい      | 乳幼児と保護者         | 9(月)・7/7(月)                            | (10時～12時)         |
| 4カ月健診        | 平成26年2月生まれ      | 24(火)                                  | 13時～13時30分        |
| 7カ月健診・BCG接種  | 平成25年11月生まれ     | 17(火)                                  | 13時～13時30分        |
| 12カ月相談       | 平成25年6月生まれ      | 24(火)                                  | 9時～11時            |
| 2歳児相談        | 平成24年5月生まれ      | 12(木)                                  | 9時～11時            |
| 3歳半健診        | 平成22年11月～12月生まれ | 5(木)                                   | 12時45分～13時15分     |
| 健康トレーニング体験教室 | 町内在住の方          | 3(火)・4(水)                              | 事前に予約が必要です        |

## 健康診断

※場所はすべて福祉保健センターです。電話でお申し込みください。

詳しくは▶健康福祉課 ☎ 43-5065

| ▼行事名           | ▼対象者・備考          | ▼個人負担額                       | ▼日(曜)                                                                    | ▼対象地区              |
|----------------|------------------|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 特定健診(集団)       | 国保加入者の40歳～74歳    | 600円(70歳～74歳は200円)           | 26(木)・27(金)・28(土)・29(日)・<br>30(月)・7/1(火)・7/2(水)・<br>7/3(木)・7/4(金)・7/5(土) |                    |
| わかば(若年者)健診     | 国保加入者の30歳～39歳    | 600円                         |                                                                          |                    |
| 肺がん検診          | 40歳～64歳          | 300円(喀痰600円)                 | 2(月)                                                                     |                    |
| 肺がん・<br>結核同時検診 | 65歳～69歳<br>70歳以上 | 300円(喀痰600円)<br>100円(喀痰200円) | 2(月)                                                                     |                    |
| 胃がん検診          | 40歳以上            | 1,100円(70歳以上は350円)           | 2(月)                                                                     | ・6/2(月)            |
| 大腸がん検診         | 40歳以上            | 500円(70歳以上は150円)             | 2(月)                                                                     | 下本・代々木・<br>北ノ川内・黒川 |
| 子宮がん検診         | 20歳以上            | 800円(70歳以上は250円)             | 2(月)                                                                     |                    |
| 乳がん検診          | 40歳以上            | 1,300円(70歳以上は450円)           | 2(月)                                                                     |                    |
| 骨粗しょう症検診       | 20歳以上            | 600円(70歳以上は200円)             | 2(月)                                                                     |                    |
| 前立腺がん検診        | 50歳以上            | 750円(70歳以上は250円)             | 2(月)                                                                     |                    |

## 休日歯科医

| ▼日(曜)  | ▼休日歯科医              | ▼電話番号     |
|--------|---------------------|-----------|
| 1(日)   | ふくだ歯科医院(伊万里市二里町)    | ☎ 22-1844 |
| 8(日)   | ますだ歯科医院(本町)         | ☎ 41-1184 |
| 15(日)  | ますもとけんこう歯科(伊万里市松島町) | ☎ 24-9688 |
| 22(日)  | 松尾歯科医院(伊万里市南波多町)    | ☎ 24-3070 |
| 29(日)  | タナカ歯科医院(伊万里市立花町)    | ☎ 23-2208 |
| 7/6(日) | 堀江歯科診療所(伊万里市脇田町)    | ☎ 23-1188 |

## イベント

| ▼行事名           | ▼日(曜) | ▼時間              | ▼場所など                   |
|----------------|-------|------------------|-------------------------|
| 車いすマラソン大会      | 1(日)  | 9時～              | 大山小学校、県道大木有田線           |
| 県内一斉「ふるさと美化活動」 | 1(日)  |                  | 町内各地                    |
| レクリエーション講座     | 6(金)  | 13時30分～15時       | 有田町社会館                  |
| 親子クッキングパパ      | 8(日)  | 9時30分～           | 福祉保健センター                |
| 県体ゴルフ競技町代表選考会  | 8(日)  | 8時～              | 若木ゴルフ倶楽部                |
| 子育てサロン         | 10(火) | 10時30分～15時       | 老人福祉センター「ちとせ」           |
| 「ちろりん村」        | 24(火) | 10時30分～15時       | 老人福祉センター「ちとせ」           |
| 町定例議会(予定)      | 9(月)～ | 10時～17時          | 役場3階議場                  |
| リサイクルデー        | 15(日) | 9時～11時<br>9時～11時 | 泉山防災広場<br>立部リサイクルステーション |
| 叙勲祝賀会          | 23(月) | 16時～             | 焔の博記念堂                  |

## 予防接種(個別)

| ▼予防接種名                     | ▼対象者・備考               |
|----------------------------|-----------------------|
| 4種混合(百日咳・ジフテリア・破傷風・不活化ポリオ) | 生後3カ月～90カ月未満          |
| ヒブ                         | 生後2カ月～60カ月未満          |
| 小児肺炎球菌                     | 生後2カ月～60カ月未満          |
| MR(麻しん・風しん)Ⅰ期              | 満12カ月～24カ月未満          |
| 日本脳炎Ⅰ期(初回)                 | 3歳の時に2回(1～4週間隔で)      |
| 日本脳炎Ⅰ期(追加)                 | 4歳の時に1回(初回終了後おおむね1年後) |
| 日本脳炎Ⅱ期                     | 9歳から13歳未満の時に1回        |
| 子宮頸がんワクチン                  | 中1、中2女子               |

※指定医療機関は、健康カレンダーを参照してください。  
また、予約の際に、接種日・時間をお確かめください。

## 予防接種(集団)

| ▼行事名              | ▼対象者・備考                                         | ▼日(曜) |
|-------------------|-------------------------------------------------|-------|
| MRⅡ期<br>(麻しん・風しん) | 平成20年4月2日～平成21年4月1日生まれ<br>で4月・5月に集団接種が受けられなかった方 | 19(木) |

※受付(実施)時間:13時～13時30分、場所:福祉保健センター

## 休日医

伊万里休日急患医療センター ☎ 23-9910

## 相談

| ▼行事名                | ▼日（曜）      | ▼実施時間                   | ▼場所など                                          |
|---------------------|------------|-------------------------|------------------------------------------------|
| こころとからだの相談日         | 月～金        | 8時30分～17時15分            | 福祉保健センター                                       |
| 行政書士無料相談会           | 18（水）      | 13時～16時                 | 東出張所                                           |
| 消費生活相談              | 火・木（祝日は除く） | 9時～16時30分               | 役場 ミーティングルーム（1階 町民ロビー内）                        |
| 年金相談（要予約）           | 11（水）      | 10時～15時                 | 東出張所                                           |
|                     | 25（水）      | 10時～15時                 | 役場 ミーティングルーム                                   |
| 予約は住民環境課へ（☎46-2114） |            |                         |                                                |
| 障害者相談               | 月～金        | 8時30分～17時15分            | 障害者生活支援センター（☎23-3512）                          |
| 発達障害児（者）相談（要予約）     | 5（木）・19（木） | 10時～17時                 | 障害者生活支援センター<br>予約はNPO法人「それいゆ」へ（☎090-6296-7550） |
| 視覚障害児（者）相談          | 月～金        | 8時30分～17時15分            | 佐賀県立盲学校（☎0952-23-4672）                         |
| こころの相談（要予約）         | 24（火）      | 9時～16時<br>※12時～13時は除きます | 西公民館2階 予約は健康福祉課へ（☎43-2237）                     |
| 人権相談                | 2（月）       | 10時～17時                 | 西公民館 小会議室                                      |
|                     |            | 10時～17時                 | 生涯学習センター 青少年相談室                                |
|                     | 18（水）      | 9時～12時                  | 西公民館 小会議室                                      |
|                     |            | 10時～15時                 | 生涯学習センター 青少年相談室                                |
| 行政相談                | 18（水）      | 9時～12時                  | 西公民館 小会議室                                      |
|                     |            | 10時～15時                 | 生涯学習センター 青少年相談室                                |
| 女性総合相談（要予約）         | 月～金（祝日は除く） | 9時～16時30分               | 福祉保健センター 予約は健康福祉課へ（☎43-2210）                   |
| 心配ごと相談              | 17（火）      | 10時～12時                 | 有田町社協会館                                        |
| 法律相談（要予約）           | 17（火）      | 13時～16時                 | 有田町社協会館 予約は社会福祉協議会へ（☎41-1315）                  |
| 労働相談                | 13（金）      | 17時～19時                 | 有田地区労働会館（☎42-2448）                             |

### LEO鳥が運んでくるマイセンニュース ③⑧

## マイセンの空から

姉妹都市・マイセンのニュースやドイツ風  
ビネット（コラム）をお伝えします。



### マイセンから「おめでとうございます」

ドイツでは、<sup>ウエア ディー クアール</sup>「Wer die Wahl hat, hat die Wahl」ということ  
<sup>ハット</sup>わががあって、「選択肢が多ければ多いほど、決めることが非常に難しい」という意味を持っています。

特に政治に関しては、このこと  
わがが当てはまるような気がします。5月25日に行われたマイセン市議会議員選挙には、なんと110人が立候補し、9つの政党で争う激しい選挙戦となりました。

有田町でも、4月にあった選挙で新しい町長と議員が決まられたと聞きました。当選された山口町長をはじめ議員の皆さま、本当におめでとうございます。これから、

山口町長が皆さまと一緒に公約を実現できるよう、ご成功をお祈り申し上げます。

また、議員の皆さまの中には、有田とマイセンの長い友好交流の発展に貢献し、今まで姉妹都市活動を支えてくださった、松尾議長をはじめ、有田マイセン友好協会会長の手塚議員などもおられ、とても嬉しく思っています。これは、今年の姉妹都市交流35周年にとっても、良い影響を与えてくれる

ことでしょう。

さらに、国際的にも重要な役割を果たす「400年祭」の事業を通して、やきもの産業をはじめ、観光と農業のさらなる発展が実現されることを願っていますし、私たちもできる限りの協力をさせていただきます。

最後に、前町長の田代さまに対し、これまで姉妹都市交流の発展に貢献し、応援していただいたことに心から感謝申し上げます。



#### PROFILE カイ・レオンハート

ニックネームはレオ。1965年マイセン市生まれ。自営業のアーティスト、デザイナー。マイセン・有田友好協会の共同設立者、現在の会長。2001年から2年間、有田産業大学校で講師を務める。

## ● 虐待とは、どういうことをいうのでしょうか



児童虐待とは、大人の都合や期待を押しつけ、体罰や言葉で責めたて従わせることはもちろん、発達段階を無視した早期教育などの不適切な行為を含みます。大人にとっては「しつけのつもり」でも、子どもにとって有害ならば「虐待」になります。そして、どのような理由があろうと、それらの行為が正当化されることはありません。



## ● 虐待は、子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を与えます

| 虐待の分類       | 事例                     | 考えられる影響               |
|-------------|------------------------|-----------------------|
| 身体的虐待       | たたく、殴る、やけどを負わせる など     | 「発達への影響」 言葉や学習の遅れなど   |
| ネグレクト（育児放棄） | 適切な衣食住の世話をしない など       | 「体への影響」 栄養不良、病気の悪化など  |
| 心理的虐待       | 無視、言葉で傷つける など          | 「心への影響」 情緒不安定、自己否定感など |
| 性的虐待        | 性的いたづら、性器やわいせつ物を見せる など | 「行動への影響」 暴力性、自傷行為など   |



### あなたも里親になってみませんか



本来、子どもは十分な親の愛情を受けながら家庭的な雰囲気の中で育っていくものですが、事情によりそのことが難しい子どもに、家庭と愛情を提供し社会的に養育する制度のひとつ。それが「里親制度」です。

#### ■里親の種類（里親には4つの種類があります）

|           |                                                 |
|-----------|-------------------------------------------------|
| 養育里親（研修有） | 保護者が養育を行うことが難しい児童を家庭で一定期間養育する里親                 |
| 親族里親      | 両親が不在の児童を養育する、児童の扶養義務者（祖父母、兄弟姉妹など）およびその配偶者である里親 |
| 専門里親      | 虐待などで専門的な対応が必要な児童を養育する里親                        |
| 養子希望      | 養子縁組を前提として児童を養育する里親                             |

#### ■里親になるための条件

特別な資格などはありません。ただ、子どもに愛情を持って、家庭的な雰囲気の中で温かく育てていただける“普通家庭”であることが条件になります。



#### ■里親についての相談・申し込み・問い合わせ先

佐賀県中央児童相談所（佐賀県総合福祉センター内）

☎ 0952・26・1212

## ● ひとりで悩まないで！！

町では、女性総合相談窓口を設置しています。暮らしの中で抱えるさまざまな悩みや相談を女性相談員がお受けし、情報提供や必要に応じて専門機関を紹介するなど、悩みに応じた相談を行います。

特に、DVは女性自身のみならず、子どもへの心理的虐待と密接に関係します。

あなたはひとりではありません。安心してご相談ください。

#### 【相談先】

女性総合相談窓口 ☎ 43・2210（匿名でも可）

受付時間▶ 9時～16時30分（土・日・祝日および年末年始は除く）

※面接相談も行っております。まずはご連絡ください。



# 支えあう介護保険

私たちの生活に身近になってきた『介護保険制度』ですが、いざ、利用する状況にならなければ詳しい利用方法はわかりません。

そこで、利用する前に必要なことを簡単にご説明します。

## ★みんなで支え合う制度です

介護保険は、私たちの住む町が運営しています。40歳以上の皆さんが加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要になった場合にサービスを利用できる仕組みになっています。

## 介護保険証の交付

|                       |                          |
|-----------------------|--------------------------|
| 65歳以上の人（第1号被保険者）      | 65歳に到達する月に交付されます。        |
| 40歳以上65歳未満の人（第2号被保険者） | 介護が必要になり認定を受けた場合に交付されます。 |

被保険者番号を確認しましょう。

住所、氏名、生年月日などに誤りがないか確認しましょう。

## 保険証はこんなとき使います

保険証は、要介護認定の申請やサービスを利用するときなど、介護サービスの利用には欠かせないものです。

紛失しないようにお願いします。もし、紛失しても再発行できますので健康福祉課までお問い合わせください。

## 注意

病気やけがなどで病院にかかるとき（診察や治療、投薬など）は、健康保険証を提示してください。介護保険証は病院での診察や治療では利用できません。

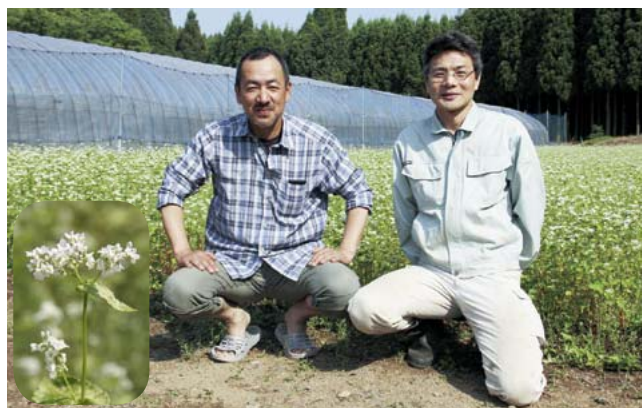


## まちの話題



### 古賀峯一元帥をしのんで（5月17日）

**旧**日本海軍の第28代連合艦隊司令長官、古賀峯<sup>こがみねいち</sup>一元帥の慰霊祭が陶山神社にて行われ、遺族や海上自衛隊関係者など約150人が参列しました。古賀元帥は、昭和18年に山本五十六の後任で長官に就任した翌年、フィリピンへ移動中の飛行機が暴風雨で消息を絶ち、殉職されました。慰霊祭には、大村航空基地の儀仗隊とラッパ隊が弔銃を響かせ追悼しました。



### 担い手のいない農地活かし ソバ栽培

**町**内の有志から成る「そば部会」が、区の担い手のいない農地を有効活用し、春ソバ・秋ソバの栽培を行っています。栽培は今年で3年目。栽培に当たって、イノシシや天候などによる被害も非常に多い中、昨年は収穫したばかりのソバを町内の飲食店に納めたところ、訪れたお客さんに大変喜ばれたそうです。そば部会の皆さんは、それぞれ仕事の合間を縫って作業をされており、年に一度家族連れでバス旅行などにも行かれています。今年の3月にまいた約2ヘクタールの春ソバの収穫が非常に楽しみです。



### 地域に還元したい

#### ドクターヘリポート完成（5月8日）

**県**西部地区の救急医療機能の向上、災害拠点病院としての機能充実を目的として、伊万里有田共立病院（井上文夫院長）に救急医療用のドクターヘリが離着陸できるヘリポートが建設されました。搬送訓練では、実際に佐賀大学医学部付属病院（運航管理室）にドクターヘリを要請し、飛んできたヘリに患者を乗せて搬送する訓練を行いました。ヘリは要請して17分後に到着。医師や看護師が搬送手法を確認しながら、素早くヘリに運び込みました。井上院長は「県西部医療の中核病院として、これだけのものができたので、今後地域に還元していきたい」と話されました。



### これからの有田を考える

#### 文化講演会開催（5月20日）

**有**田町文化協会（川原節子会長）主催の文化講演会が生涯学習センターで開かれ、約110人が参加しました。講師は、有田商工会議所の深川祐次会頭。深川さんは、有田焼のこれまでの歩みや、これからの発展に向けた現在の取り組み状況、窯業界が抱えている課題、さらにその課題を解決していくためには今後どのような対策を講じていく必要があるのかを話されました。約1時間半の公演でしたが、参加者はメモを取るなど、深川さんの話に終始聞き入っていました。



**ほたるみにきん祭**  
有田ちよことボランティアネットワーク

綿菓子やヨーヨー釣りなどの  
出店や、みんなでセラミードン  
スを踊る楽しいイベントもあり  
ます。また、町内の保育園児や  
幼稚園児が絵を描いた灯ろうも  
展示されます。

**日時▼**  
6月7日(土) 18時～21時

**場所▼**東出張所前駐車場

詳しくは▼有田ちよことボラ  
ンティアネットワーク(松永)  
☎090・9409・3723

# 情報ステーション

## 七夕席書会を開催します

生涯学習課

織り姫とひこ星に願いをのせ  
て、あなたも一筆書きあげてみ  
ませんか。

題字は当日発表します。

**月日▼**7月12日(土)

**時間▼**開場 9時30分～  
開会 9時50分～

**場所▼**焔の博記念堂

コンベンションホール

詳しくは▼生涯学習課

☎43・2314

## 有田はぐくれ劇団

「美・田ん中」団員募集

有田はぐくれ劇団 美・田ん中

町内外から多数の出演依頼が  
あり、現在新しい団員を募集中  
です。興味のある方は、ぜひ一

度お問い合わせください。

※スタッフも募集しています。

**練習日時▼**毎週火曜

19時30分～21時

**場所▼**美・田ん中事務所(立部)

**会費▼**1000円(月額)

詳しくは▼美・田ん中(野中)

☎090・5083・5999

**有田ミニバスケットボール**

クラブ 部員募集

**有田ミニバスケットボールクラブ**

見学・体験いつでもOKです。

**練習日時▼**

・毎週火曜・木曜

17時～19時30分

13時～17時

**対象▼**町内の小学生

**場所▼**有田中部小学校 体育館

詳しくは▼有田ミニバスケット

ボールクラブ(野中)

☎090・4346・4179

## 21世紀社会福祉セミナー

県社会福祉士会

第21回 21世紀社会福祉セミ

ナー「知っていますか?生活困

窮者の自立支援について」新し

いセーフティネットの構築を目

指して」を開催します。厚生

労働省生活困窮者自立支援室

室長 熊木正人さんを招いて経

済的困窮者や社会的に孤立して

いる人々の支援の在り方につい

て考えます。

**日時▼**6月29日(日) 13時～16

時30分(受付12時30分)

**場所▼**佐賀県生涯学習センター

アバンセホール(佐賀市)

**定員▼**300人

**参加費▼**無料

**申込期限▼**6月27日(金)

詳しくは▼佐賀県社会福祉士会

☎0952・36・5833

# みどり法律事務所

弁護士 鬼橋 正敏 (佐賀県弁護士会所属)

事務所 〒843-0022 佐賀県武雄市武雄町大字武雄字竹下 5663-2  
TEL: 0954-22-6331  
FAX: 0954-22-6332

## 登録観光ガイドを

募集しています

有田観光協会

有田観光協会は、観光客の方

到有田を案内する観光ガイドを募集しています。経験は問いません

が、ガイドになるための研修講座を受けていただきます。

応募条件▼18歳以上の男女、健康上問題の無い方（歩きながら

のガイドが多いため）。

研修講座▼9月～10月

1回3時間 全10回程度

料金▼1人3000円

申込期間▼7月31日（木）まで

詳しくは▼有田観光協会（岩崎）

☎43・2121

## 精神科救急医療

電話相談窓口について

県健康福祉本部

精神疾患のため緊急の医療を

必要とする方に対し、適切な医療の確保・保護を図るための「精神科救急医療電話相談窓口」を

設置しています。

24時間365日体制で専門スタッフ

が救急相談に対応し、必要に応じて受診可能な医療機関

の紹介などを行います。

※かかりつけの医療機関があり

連絡が取れる場合は、まずは

そちらにご相談ください。

連絡先▼

精神科救急医療電話相談窓口

☎0952・20・0212

詳しくは▼

県健康福祉本部障害福祉課

☎0952・25・7064

## 電気使用量の削減（節電）

活動の参加者募集

九州経済調査協会

地球温暖化防止対策のため、

九州エコライフポイント事業

（電気使用量の削減活動）に取り

組む家庭を募集しています。

ご希望の方は、参加申込後、九

州電力の検針票（3カ月分）を

送っていただくと、道の駅、ス

ーパー、コンビニなど九州の取

扱店で使用できるポイント券

を差し上げます（佐賀県内は

278店舗）。

募集世帯▼

5000世帯（九州全体）

※応募多数の場合、受付が締め

切られることがあります。

募集期間▼6月30日（月）まで

取組期間▼平成26年7月～9月

（この期間分の検針票「電気ご

使用量のお知らせ」を提出して

いただきます。）

申込方法▼郵便、FAX、エ

メール、Webサイト

※申込用紙は町環境課でも配布

しています。また町のホーム

ページからもダウンロードで

きます。

詳しくは▼

・公益財団法人 九州経済調査

協会

☎0922・721・4905

・環境課

☎46・2734

## 福利厚生事業の実施状況

などを公表しています

県経営支援本部市町村課

県は、県内の市町などの「職

員に対する福利厚生事業調査」

の結果を公表しています。

詳しくは、県庁ホームページ

（佐賀県庁↓県政の運営↓県

内市町の行財政状況↓行政↓市

町等における福利厚生事業の状

況）に掲載しています。

詳しくは▼

県経営支援本部市町村課

☎0952・25・7023

## 図書館からこんにちは

## 6月の開館時間・休館日

- ・東図書館（生涯学習センター ☎43・2327）  
開館時間 9時～18時  
休館日 月曜日
- ・西図書館（役場2階 ☎46・2915）  
開館時間 9時～18時  
休館日 火曜日



## ☆父の日☆

6月15日は、父の日です。あなたのお父さんは、どんなお父さんですか？厳しいですか？優しいですか？どんなお父さんが一番好きですか？

お父さんは家族のために、一生懸命に働いています。父の日に、お父さんの仕事について、家族で話してみたいかがででしょうか？日ごろの感謝の気持ちを伝える、いい機会になることでしょう。

## ◆◆ おすすめの本 ◆◆



「きのうの夜、おとうさんがおそく帰った、そのわけは……」  
（市川宣子 作／ひさかたチャイルド）

あつくんのお父さんは、なかなか帰って来ない日があります。そんな夜、お父さんはどこで何をしているのでしょうか？（東図書館所蔵）



「パパのしごとはわるものです」  
（板橋雅弘 作・吉田尚令 絵／岩崎書店）

パパの仕事調べに行くと、なんと患者レスラーだった。ずるいことばかりして、正義の味方にやつつけられるパパなんて嫌いだ！と、僕が思っていると…。（東・西図書館所蔵）

平成26年度  
狩猟免許試験のお知らせ

農林課

平成26年度狩猟免許試験が次の通り実施されます。

狩猟免許取得後の捕獲や免許の更新なども、経験豊富な会員から親切丁寧な指導を仰ぐことができます。イノシシなどの鳥獣被害に遭われている方は、この機会に積極的な狩猟免許の取得をお願いします。

試験区分▼

試験は次の4種類に区分して行われます。

①網猟免許

網〔むそう網、はり網などの猟具〕を使用する猟法

②わな猟免許

わな〔くくりわな、はこわななどの猟具〕を使用する猟法

③第一種銃猟免許

銃器〔装薬銃、空気銃（圧縮ガス銃を含む）〕を使用する猟法

猟法

④第二種銃猟免許

空気銃（圧縮ガス銃を含む）を使用する猟法

試験内容▼

知識試験、適性試験、技能試験

※狩猟免許を初めて取得する方と狩猟免許をお持ちの方では、試験内容が異なります。

平成26年度試験日程▼

■第1回

試験日▼7月3日（木）

試験会場▼唐津総合庁舎

試験区分▼あみ猟、わな猟

申込期限▼6月20日（金）

■第2回

試験日▼7月23日（水）

試験会場▼佐賀県射撃研修センター（佐賀市）

試験区分▼あみ猟、わな猟

申込期限▼7月10日（木）

■第3回

試験日▼8月3日（日）

試験会場▼

佐賀県射撃研修センター

試験区分▼あみ猟、わな猟、第一種銃猟免許、第二種銃猟免許

申込期限▼7月22日（火）

■第4回

試験日▼平成27年1月25日（日）

試験会場▼森林会館（佐賀市）

試験区分▼あみ猟、わな猟

申込期限▼

平成27年1月13日（火）

申込方法▼

申請書の配布と受付は、佐賀県猟友会有田支部事務局（黒

川國廣さん〔古木場〕 ☎42・5055）までお問い合わせください。

詳しくは▼農林課  
有害鳥獣担当 ☎46・5616

平成26年度佐賀県  
がん患者・家族集いの会

県総合保健協会

がん患者と家族の集いの会が開催されます。

日時▼7月7日（月）

12時30分～16時

場所▼

佐賀県総合保健会館（佐賀市）

対象▼がん患者とその家族30人（受付順）

内容▼

・超簡単!! 手作りキャンドルをつくろう

・親睦・交流会

参加料▼1人300円

申込方法▼住所・氏名・電話番号・家族同伴の有無を電話でご連絡ください。

受付時間▼月・水・金曜のみ（10時～13時、14時～16時）

申込締切▼7月2日（水）

詳しくは▼佐賀県総合保健協会

☎0952・27・4666

平成26年度消防設備士試験

消防試験研究センター

消防設備士試験を次の通り実施します。

日時▼7月27日（日）10時～

場所▼佐賀大学 本庄キャンパス

受験願書提出期間▼

・書面申請の場合

6月9日（月）～20日（金）

・電子申請の場合

6月6日（金）～17日（火）

※持参の場合は土曜・日曜を除く。郵送の場合は6月20日の消印のあるもので有効。

受験願書提出先▼一般財団法人

消防試験研究センター 佐賀県支部

部（〒840・0826 佐賀市白山二丁目1番12号 佐賀商

工ビル4階）

※受験願書は、当センターおよび県内各消防本部・各消防署にあります。

※電子申請については、当センターのホームページ（http://www.shoubo-shiken.or.jp）をご覧ください。

詳しくは▼一般財団法人 消防試験研究センター 佐賀県支部

☎0952・22・5602

第11回 人形・提灯供養

6月22日（日）有田セレモニーホール

●受付時間

当日14時まで

※事前のお預かりも承っております。

●供養

15時00分 お寺様読経開式

●供養料（何個でもOK）

安心の会会員様 500円

未入会の方 2,000円



アイ・ケイ・ケイグループで使える

「安心の会」会員募集中!

入会金3万円だけの永久会員。

毎年1,500円分のポイントが加算され、さらにいろいろな特典が付いてます!

有田老人クラブ提携店

不安やご心配なことの

「事前相談」は随時承っております。

有田 セレモニーホール

有田町南原甲1113-11

伊万里 セレモニーホール

伊万里市松島町 市民会館前

セレモニーホール シオン

有田町下本乙2574-2

セレモニーホール シオン・山代

伊万里市山代町楠久津

☎0955 22-4400(代)

(株)極楽

九州公善社

※ 4月16日から5月15日までに掲載の申し出をいただいた方々です。

### お誕生おめでとう（敬称略）

| 氏 名          | 保護者     | 地 区 |
|--------------|---------|-----|
| 横石 佳奈（かな）    | 真一・香里   | 上幸平 |
| 山口 愛菜（あいな）   | 健二・恵美   | 戸 矢 |
| 福山 花姫（はるひ）   | 孝平・えり子  | 戸 杓 |
| 居石 瑠嘉（るか）    | 秀幸・志乃   | 本 町 |
| 山口 月愛（るな）    | 純一郎・ちえみ | 黒牟田 |
| 岩永 蘭（らん）     | 素一・保奈美  | 赤 坂 |
| 大井手 七海（ななみ）  | 秀樹・恵美香  | 南 原 |
| 金武 茅沙（ちさ）    | 慎二・眞佐子  | 南 原 |
| 東島 幹尚（みきひさ）  | 隆浩・加寿子  | 黒 川 |
| 上野 秀星（しゅうせい） | 浩一・利紗   | 下内野 |
| 佐藤 晴仁（はるひと）  | 俊介・ゆかり  | 上内野 |
| 池田 亜美（あみ）    | 徳幸・アナベル | 岳   |

### おくやみ（敬称略）

| 氏 名    | 年 齢 | 地 区  |
|--------|-----|------|
| 北島 久子  | 86  | 泉 山  |
| 中原 節子  | 83  | 泉 山  |
| 森崎 陽一郎 | 59  | 上幸平  |
| 川内 二三子 | 92  | 白 川  |
| 後藤 好春  | 89  | 稗古場  |
| 清水 邦夫  | 74  | 稗古場  |
| 田代 慶子  | 73  | 稗古場  |
| 安永 マサヨ | 84  | 桑古場  |
| 岳川 ナツエ | 80  | 古木場  |
| 福田 朝子  | 75  | 戸 杓  |
| 井上 智雄  | 77  | 本 町  |
| 岩永 千鶴子 | 76  | 赤 坂  |
| 松尾 富子  | 78  | 赤 坂  |
| 野口 利則  | 82  | 南 原  |
| 松尾 シヅエ | 103 | 原 明  |
| 力武 萬造  | 82  | 原 明  |
| 古川 靖信  | 78  | 北ノ川内 |
| 平野 國友  | 76  | 黒 川  |
| 平川 朝雄  | 93  | 大木宿  |
| 吉永 保   | 84  | 立 部  |
| 大串 隆一  | 90  | 広瀬山  |

### 人の動き 平成26年5月1日現在

|     |          | (前月比)    |
|-----|----------|----------|
| 人 口 | 20,927 人 | (- 59 人) |
| 男 性 | 9,779 人  | (- 32 人) |
| 女 性 | 11,148 人 | (- 27 人) |
| 世帯数 | 7,714 世帯 | (+ 8 世帯) |

### 県民体育大会

#### ボウリング競技予選会

有田町体育協会

県民体育大会・ボウリング競技の町代表選手を決定する選手会を開催します。

日時▼7月20日（日）13時～

場所▼波佐見ボウル（波佐見町）

選考人数▼成績上位者から8人

申込期限▼7月16日（水）

※後日、回覧板にてプレー料金、参加申込先などをお知らせします。

詳しくは▼有田町体育協会

☎ 43・2314

### 県立盲学校公開講座

#### 点字・点訳ボランティア入門

県立盲学校

福祉やボランティア活動に興味のある方、点字を学んでみませんか。

内容▼

点字の基礎・パソコン点訳

期間▼7月25日（金）・8月1日（金）・8日（金）・22日（金）

29日（金）の5日間

※全日程参加できる方をお願いします。

時間▼13時30分～16時

(初日のみ13時受付)

場所▼県立盲学校（佐賀市）

図書室・パソコン室

費用▼

テキスト代（1000円程度）

応募期間▼

6月23日（月）～27日（金）

定員▼先着12人（高校生以上）

※定員になり次第締め切ります。ご了承ください。

応募受付時間▼

9時～16時（電話のみ）

※電話で受付後、申込用紙を郵送します。

詳しくは▼

佐賀県立盲学校 地域支援部

☎ 0952・23・4672

お気軽にご相談ください。相談は無料です。

相続登記・贈与登記・会社設立等の登記手続

遺産分割調停・離婚調停・成年後見人等の申立書類作成

借金問題による任意整理手続・破産申立書類作成

西松浦郡有田町本町丙1022番地2 洲上ビル2階（JR有田駅から南へ徒歩2分）

司法書士 田代法務事務所

TEL 0955-25-9320

司法書士 田代宏章 認定番号 第629076号

## 光 ハイブリッドインターネット

プロバイダ料・通信料・モデムリース料  
全部合わせて月定額（常時接続）

3,400円

（ネットのみ 4,500円）

ベーシックコース  
（下り最大 4 Mbps）

| ライトコース         | ブロードコース         | 160Mコース         |
|----------------|-----------------|-----------------|
| （下り最大 128kbps） | （下り最大 30Mbps）   | （下り最大 160Mbps）  |
| 1,800円         | 4,400円          | 5,800円          |
|                | ネットのみ<br>5,000円 | ネットのみ<br>6,500円 |

お申し込み・お問合わせ：有田ケーブル・ネットワーク(株)

0955-43-2500

※ 表記の金額には消費税が含まれておりません。精算時は消費税がかかります。



# 6月生まれお誕生日おめでとう



ささき とくま くん 1歳  
(上内野)

平成25年6月8日 生まれ

1歳のお誕生日おめでとう♪お姉ちゃん達と仲良く元気に育ってね☆



はしかわ ゆら ちゃん 1歳  
(下本)

平成25年6月18日 生まれ

1歳のお誕生日おめでとう☆これからも龍くんと仲良くいっぱい遊んで大きくなってね♪



いけだ めい ちゃん 1歳  
(泉山)

平成25年6月11日 生まれ

1歳のお誕生日おめでとう♪ニコニコ笑顔で、みんなを幸せにしてくれてありがとう！



まつお ひな ちゃん 2歳  
(黒牟田)

平成24年6月7日 生まれ

2歳のおたんじょうびおめでとう☆これからも、お兄ちゃんたちと仲よく、笑顔いっぱいひなちゃんできてね♪



きでら なな ちゃん 3歳  
(南原)

平成23年6月4日 生まれ

3歳おめでとう(^ ^)これからも元気で優しいお姉ちゃんになってね♪



きでら ゆい な ちゃん 1歳  
(南原)

平成25年6月11日 生まれ

一歳の誕生日おめでとう！これからもいっぱい食べて大きくなってね(^ω^)!!



にしざわ こうたろう くん 3歳  
(幸平)

平成23年6月8日 生まれ

誕生日おめでとう！元気にいっぱい大きくなってね☆うまれてきてくれてありがとう☆



## お誕生日おめでとう☆7月生まれ出演者募集中!!

対象者 … 7月に誕生日を迎える町内在住の3歳以下のお子さん  
申込方法 … メールまたは郵送でお子さんの氏名(ふりがな)・生年月日・性別・地区名・保護者の氏名・電話番号・写真にお誕生日おめでとうメッセージ(40字以内)を添えて下記係まで。

申込締切日 … 6月10日(火)

あて先 … 〒849-4192 有田町立部乙2202 有田町役場

総務課「お誕生日おめでとう」係

Eメール soumu@town.arita.lg.jp

※応募多数の場合は抽選となります。写真は返却できません。



**過払金  
返還請求!**

完済した方だけでなく、現在まだ借金が残っている方でも、連続10年以上の取引がある方には、自己負担金をゼロにします。

取り戻した過払金以上のお金は、一切いただきません。何も取り戻せなかった場合は、1円もいただきません。(取り戻した過払金の中から20~25%をいただくのみです。)



西九州総合法律事務所

佐賀県弁護士会所属

弁護士 福田 大志 弁護士 行武 謙一

**相談無料 秘密厳守**

詳しくはホームページをアクセス!

西九州総合 検索

<http://nishi9kabarai.com/>



要電話予約

**0954-27-8056**

受付(月~金) 9:00~12:00 13:00~18:00  
佐賀県武雄市武雄町大字武雄5650-26



第1部  
美術工芸品・オブジェ  
文部科学大臣賞

作品名

シェル  
**Shell**

Hiroki Tsuji

辻 浩喜 さん  
(上幸平)



今回の受賞を受けて、多くの方からお祝いの言葉をいただくことができ大変ありがたく思います。九州山口陶磁展への出展は、今回が3回目。今作品の「Shell」は、2年程前に近くの海で拾った貝殻を題材に作成しました。器内面をパール色に変化させ、深鉢形の器面全体には、錆を立てるなど、器内外に工夫しました。作品はまだまだ発展途上。これからさらに形状や質感など改良を重ね、「Shell」シリーズを突き詰めていきたいと考えています。有田に住んでいると、やきものを作ること、は、当り前のことだと思われがちですが、傍から見るとそうではないと思います。この有田の地でやきものというものを身近な物にしてくれた先人たちに感謝し、私自身まだまだですが、努力を重ね、これからの世代の方たちに技術や気持ちなどを伝承していけたらと思います。

## 第111回九州山口陶磁展 グランプリ受賞者インタビュー

シンプルさと

品のある器を目指して

本格的に活動を始めてまだ2年ということもあり、今回の受賞は正直うれしさと同時に責任感を持つてこれから進むしかないという気持ちになりました。九州山口陶磁展への出展は、今回が2回目。今作品の「白磁花碗」は、植物の花をイメージして作成しました。作品自体に無駄なものを省くことで、シンプルさの中にも、品があつて、また存在感のある作品を目指して作成しました。また、伝統技術であるろくろを使い、器の厚さを最大限薄くしたときに、器と蓋をうまく合わせるられるかのチャレンジでもありました。今後は自己研鑽のためにも、いろんな経験を積み、ゆくゆくはたくさんの絵付師さんとコラボしながら、制作を続けていきたいと考えています。



第2部  
産業陶磁器  
経済産業大臣賞

作品名

はくじばなわん  
**白磁花碗**

Kentaro Soejima

副島 健太郎 さん  
(幸平)

